

政策資料

No.256

《復刊151号》
1988年1月1日

卷頭言 伊藤茂 1

〈特集〉

I 1988年度予算編成に関する資料

- 1988年度予算編成に関する申し入れ 2
- 文教関係予算についての申し入れ 10
- 国土庁の予算等に関する申し入れ 11
- 建設省予算等に関する申し入れ 12
- 運輸省関係予算についての申し入れ 14
- 法務関係予算・行政に関する申し入れ 16
- 地方財政対策等に関する申し入れ 17
- 国民健康保険制度の改革に関する申し入れ 19
- 固定資産税の負担軽減等に関する申し入れ 21
- 義務教育費国庫負担制度についての申し入れ 22

○森林・林業に関する申し入れ書 23

○港湾労働法の改正に関する申し入れ 25

〈資料〉

- 政策の懸案事項に関する報告 26
- 米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約の調印について 30
- 米ソ首脳会談の終りに当って 31
- 青函連絡船の今後の活用方法について 32
- 青函連絡船の今後の活用方法について申し入れ 33

今日の焦点

- INF全廃条約調印と戦略核廃絶への展望 34
- 1987年度、総目次一覧表 40

日本社会党政策審議会



坂の上の雲

伊藤茂
(政策審議会長)

昨年、司馬遼太郎さんの作品を読みつづけた。年末に本の整理をしたら司馬さんの文庫本だけで三〇冊近くあつた。めまぐるしく忙しい一年、など、どこに行つても云つてゐるから、何かうしろめたい気がする程である。

その中でも、日露戦争を中心とした一つの時代の記録としての「坂の上の雲」と、維新から明治十年までの動乱期を西郷という「虚像」と無数の人間現象をもつてえがいた「翔ぶが如く」の二つ(それがだけで文庫本で一八冊になるが)が本当に面白かった。

「坂の上の雲」のあとがき(一)の

なかで司馬さんは、日露戦争とうとほうもない大仕事に首をつつこんでゆく日本人の状況について「そのような時代人の体質で、前のみ見つめながらあるく。のぼつてゆく坂の上の青い天にもし一朶の白い雲がかがやいてゐるとすれば、それのみをみつめて坂をのぼつてゆく」と書き、あとがき(二)のなかに「要するにロシアはみずから負けたところが多く、日本は

太平洋戦争をやってのけて敗北するのは、それからわずか四〇年のちのことである」と云つてゐる。

この小説は戦争の物語りであると同時に作者の歴史観の表現である。私は第二次大戦後の日本経済にも同じような事が云えるのでは

新しい年一九八八年の活動がはじまる。中曾根首相にかわって、「言語明瞭・論旨不明」「調整型」と云われる竹下首相が、しぶとい対応をして来ると思われる。それに対しても鮮明な改革の政策をもつてたたかわなければならない。

業とG.N.Pの「ジャパン・アズ・ナン・バーワン」の坂の上の雲にむけて、前だけむいて坂をのぼつて来たのではないだろうか。そしていま、株の大暴落や世界からの批判のなかで、さてどうすべきか

ハタと考え込んでいるのが現状の

前だけ向くのでなく、もっとわき目を一広く世界を見る目と足もとをみる目が大事であり、将来に誤りなき展望と設計図をもつことが、いま本当に大事だと思う。竹下内閣と自民党にそれがあるのか、甚だ疑問である。社会党が野党が少数から多数に発展するためには、その分析と展望——政策で優位性をもたなければならぬ。

(いとうしげる・衆議院議員)

特集

I 一九八八年度予算編成に関する資料

一九八七・一二・一七

一九八八年度予算編成に関する申し入れ

一〇月一九日のウォール街の「暗黒の月曜

う。

日」を契機に国際的に株が大暴落し、そしてその直後から円高・ドル安が一段と高進し、わが国をとり巻く内外経済環境は混迷の色を深め、とくに来年度の経済見通しは不透明感を強めている。

このような状況にあって、かねてからの課題であつたわが国の経済財政政策の抜本的な転換はより一層緊急に求められるところとなつてゐる。したがつて、新内閣が、中曾根前内閣の臨調行革路線にそつた縮小均衡型Ⅱ国民生活抑圧型の財政運営の継承では、内需拡大は実現できず、国際的な政策協調に反するだけでなく、失業問題の深刻化は必至となる

そのためには、財政再建を至上命題とした予算編成方針を改め、財政再建目標を五年程度繰り延べ、行革民活路線にそつた公共事業を生活基盤整備を最重視する内容に転換するとともに、社会保障、教育などの充実に配慮した予算編成を継続することが求められている。

わが党は、臨調行革路線にのつとつた中曾根前内閣の国民生活抑圧・増税・軍拡型の予算編成を抜本的に転換し、来年度予算を社会保障の充実、税制の歪みのは正と税負担の公平化、生活関連の社会資本の整備、抜本的な土地対策の実施、自治体財政の確立などを優先させ、防衛費については対G.N.P比一%枠を堅持し、国民生活重視・国際協調・積極型格差拡大の問題などの解決をはかるとともに、住宅などの生活環境、社会保障、教育、労働時間、余暇など欧米諸国と比べて大幅に立ち遅れている国民の生活水準の向上も可能となる。

一九八八年度予算編成の基本方針について

一九八八年度予算編成にあたっては、内需主導によつて実質5%程度の成長率を確保し、物価安定、完全失業率の2%以下への抑制など雇用安定・国民生活向上と国際協調の実現をめざすとともに、防衛費の対G.N.P比率を厳守すること。

1 国民生活重視の予算編成への転換

政府は、七月末の閣議において、対前年度当初予算比で経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロを原則とした来年度予算概算要求水準を決定し、それにそつて八八年度予算の編成を行つてゐるが、これでは経常的経費、とりわけ福祉・教育関係予算等生活関連の予算が抑制・削減され、国民生活水準を向上させることは困難である。その矛盾が今回、国民健康保険制度改悪の動きに現われている。こうした予算編成では、内外から要請されている内需拡大は不可能である。

換を軸とした中期的な展望を持つ積極財政政策に転換し、経常経費の抑制策を改め、年金・医療、教育や人件費等の当然増経費について的確に予算措置すること。また、防衛費等の後年度負担・国庫債務負担行為の増大、特別会計制度の複雑化など国民にわかりにくくなつてゐる予算制度を見直し、各種会計制度の公開など予算制度の民主化を推進すること。

2 人間を中心においた経済構造への転換

国民のニーズやナショナルミニマムに応えることなしに公的分野を縮小・解体し、国民に「ガマンの哲学」を強いるような政策運営を改め、人間らしい労働と生活を保障する経済社会をめざすこと。そして国民がゆとりある生活を送れるよう「生活の質」の向上、そのための内需拡大推進を国民的目標に設定し、地域経済の再建と雇用安定、住宅をはじめとする社会資本の充実、円高差益の国民への還元、高齢社会に対応する社会保障システムの確立、ゆとりある教育・文化の創造、労働時間の短縮・余暇の拡大等を内容とした「社会経済転換プログラム」を策定し、推進すること。

ゲームII投機の隆盛である。こうした構造を転換し、国民の労働を尊び、人権を尊重し、社会的公正と公平を徹底的に追求すべきである。したがつて、キャピタル・ゲイン課税をはじめとする不公平税制の徹底的は正を推進し、法人の資産再評価・土地増価税を検討するとともに、政府の無策から生じた地価高騰による国民の被害をできるだけ少なくするため、小規模居住用土地等にかかる固定資産税の据え置き等の特例的救済措置、相続税の負担軽減などをはかること。

また、不公平税制の是正を徹底的に追求しないばかりか、財政のあり方も変更せず、さらには将来に向けた福祉プランも明確にしないまま、逆進的課税で、不公平を拡大する大(新)型間接税の導入についての検討作業を中止すること。

さらに経済効率優先、弱肉強食、管理支配の経済社会の体質、行政運営を改善し、国民の参加と人権を優先する社会への転換を追求し、とに、障害による差別、性差別、部落差別、アイヌ差別等の根絶に向けた対策を徹底的に追求すること。

4 土地問題の解決と地域経済社会の振興

金融・情報、管理中枢機能の「東京」への一極集中により、東京圏と地方との格差は急

発展と国際協調、内需主導型経済への構造転

激に拡大しており、地方経済と社会は急速に衰退している。東京一極集中の是正をはかるため、分権・自治の推進と地方税財政の拡充強化、地場産業、中小商工業の保護・育成策の強化、情報・通信、交通を含めた社会資本の重点的配分と財源保障、政府機関等の地方分散を推進すること。

また、投機、ころがしなどによる地価の異常な高騰を是正し、国民の生活空間として土地が社会的に有効に利用されるよう、土地税制の改革と合わせ「国土利用計画法」の強化。改正を行うとともに、国民の生活権・居住権を侵害する「私権制限」ではなく、土地の所有中心から利用中心への土地制度の抜本的改革をはかるため「土地基本法」を制定すること。

5 平和・軍縮外交と国際協力の推進

米ソ間の核軍縮合意をふまえ、平和憲法の理念に即し、来年度予算においては防衛費を突出優遇することをやめ、少なくとも一%枠を厳守し、前年度以下に削減することとし、中期的な削減計画を策定すること。

ひもつき援助、戦略援助、被援助国の経済的自立の軽視など、海外から批判の強いわが国の経済協力の方を改め、援助相手国の経済の自立化と民衆の生活向上に資する援助となるよう「对外経済協力基本法」(仮称)の

制定等により海外協力政策を抜本的に見直し、政府経済協力を充実させること。また、我が国が経済データントを率先して推進していくため、ココム体制等のあり方を抜本的に見直し、東西、南北間の技術移転、経済協力を積極的にすすめること。

一九八八年度予算編成にかかる重点施策について

1 不公平税制是正と減税の推進

「大型間接税は導入しない」との政府公約は、自民党内閣の国民に対する約束であり、その約束を反故にする場合は、国民に改めて信を問わなければならない。来年度は、税制の不公平是正を着実に実施するとともに、勤労国民と中低所得者の過重な税負担の軽減を推進すること。

- (1) 国民的合意を欠いたまま、大(新)型間接税による増税案は提出しないこと。
- (2) 住宅減税等政策減税と合わせ約一兆円規模(第一〇九臨時国会で税制改正法案が成立する前からすれば、約三兆円程度の減税)の所得税・個人住民税減税を行うこと。その場合、税率構造のさらなる簡素化、扶養控除・生命保険料控除等の引き上げによる課税最低限の引き上げ、家内労働の課税最
- (3) 総合累進課税の推進による公平・公正な税制の確立をめざし、①有価証券譲渡益の課税強化、原則課税への移行、②利子・配当課税の適正化、③貸倒引当金繰入限度額の適正化、④外国税額控除制度等の適正化、⑤受取配当益金不算入の圧縮、支払配当課制度の廃止、⑥各種引当金・準備金、租税特別措置等の抜本的見直し、⑦給与所得控除の頭打ち制度の復活、消失控除制度の実施など、不公平税制の徹底的見直しを推進すること。また、給与所得者に対する申告納税制度の拡充、適切な税務執行体制の整備等を推進すること。
- (4) 地方税源の充実・強化をはかるとともに、地方税における不公平税制を是正するため、社会保険診療報酬課税の適正化、非課税措置の見直し、法人事業税の適正化等を推進すること。
- (5) 地価高騰による国民の過重な税負担を緩和するため、小規模居住用土地等にかかる固定資産税の据え置き、都市計画税の軽減、相続税における基礎及び配偶者控除、課税計算の特例の大額な拡充等をはかるとともに、譲渡所得課税等の適正化、資産再評価・土地増価税の創設をはかること。

(6) 石油税・自動車関係諸税については、國民生活に配慮しその簡素化等をはかるとともに、地方道路への配分の強化、使途の拡大をはかること。

2 抜本的土地区画整理事業の実施

今日の首都圏をはじめとする異常な地価高騰は、国民生活に多大な弊害をもたらし、社会資本の整備の停滞と内需主導による経済成長を妨げる重大な要因となつてゐる。よつて、国民生活の安定と経済の健全な発展をはかるためには、住宅地等における異常な地価水準を高騰以前の水準に引き下げる必要があり、そのための措置を早急に講ずること。

(1) 土地利用計画法第十二条の速やかな発動等、同法の運用強化をはかるとともに、第十二条の要件緩和、国公有地売買にかかる関係地方公共団体との協議、資金計画の届け出等に関する規定整備、地方公共団体の土地対策にかかる財源措置の強化等を行うこと。

(2) 土地にかかる利益の的確な社会還元をはかるため、法人の資産再評価・土地増価税等を含む抜本的な保有課税の強化と国民の生活用資産の課税軽減策の確立をはかること。

(3) 市中銀行、保険会社等をはじめとする金融機関及び不動産関係業界に対する指導及

び規制の強化をはかるとともに、「地上げ」行為等の取締の徹底を行うこと。

(4) 国公有地については、公共的利用以外のものについては、売り払いを中止すること。また、都市開発・再開発にあたつては、公共住宅をはじめとする良質で適正な価格の賃貸住宅の供給を推進すること。

(5) 土地政策に関する国民合意の形成をめざし、国等の施策の統一性、総合性を確保するため、「土地基本法」を制定するとともに、目標年次を定め、公的地価評価制度の一元化をはかること。また、国民の生存権、生活権、居住権にかかる「借地借家法」「土地収用法」等の見直しについては、慎重を期すること。

3 防衛費の対GNP比一%枠厳守、経済協力の推進

防衛費を突出優遇せず、少なくとも一%枠を厳守し、前年度以下に削減するとともに、世界に先がけて軍縮・平和を実現するため、「防衛計画の大綱」にかかる軍事費削減のための計画を策定・推進すること。また、ODAは国際公約を果たすため相当の額を確保するとともに、各国軍事費の一一律削減による基金の創設を提唱し、率先して実施すること。

(1) 当面、少なくとも防衛費の一%枠を厳守

し、前年度以下に削減することとし、米ソ間の核軍縮合意の情勢に即し、軍縮計画を作成・実施すること。

(2) 在日駐留米軍経費の負担にかかる「米地位協定」の改定は行わず、「思いやり予算」の増額はやめること。また、三宅島のNLP建設、逗子の米軍住宅建設は中止すること。

(3) 人工衛星の防衛庁による利用を中止するとともに、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力を即時中止すること。

(4) ODAは、戦略援助を改め、前年度当初予算比一〇%程度の伸びを確保するとともに、援助対象国の民衆の生活向上、経済の自立化に貢献するための援助システムの改革を早急に実施するため、「対外経済協力基本法」(仮称)を制定すること。

(5) 発展途上国の貧困・飢餓の克服、地球的規模での環境保全・生活社会資本整備のため、各国軍事費の一一律削減による基金の創設を提唱し、率先して実施すること。また、累積債務問題については、国際機関等を通じて積極的支援を行うこと。

(6) 対米偏重を是正し、貿易構造の多角化、東西交流の活性化をすすめるため、ココム規制の見直しと撤廃に積極的に取り組むこと。

4 国民生活基盤整備のための公共事業の拡充

スの活性化のための具体的な施策の拡充をはかること。

二一世紀に向けて、国民生活の基盤となる社会資本の整備を推進するとともに、公共事業は、不況の深刻な地域に重点的に配分すること。

(1) 国民生活を質的に向上させるため住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源・緑化対策、地域交通整備などの生活・自然環境保全のための社会資本を継続的かつ計画的に整備していくこと。とくに住宅については、公共住宅を年間一〇万户建設し、下水道については、今世紀中に都市部普及率一〇〇%を実現すること。

(2) NTT株の売却益による補助金型・収益事業優先型等による公共事業を見直すとともに、内需拡大の緊急性を考慮し、建設国債の増発による公共事業の拡大を推進すること。

(3) 国民の生活交通を確保するため、鉄道、バス、航路等に対する財政措置を強化するとともに、日本国有鉄道清算事業団の業務の遂行にあたっては、国鉄改革に伴う長期債務の円滑な処理と本人の希望にそつた就職の早期確定等を主要目標とすること。

(4) 都市交通における混雑緩和のため、都市鉄道の建設促進をはかるとともに、都市バ

入者の所得水準格差及び老人人口比を重視した配分とすること。

5 社会保障の充実

社会保障関係予算については、いま以上の後退を避け、高齢化社会の到来に的確に対応するための施策を強力に推進すること。

(1) 人口の高齢化等にともなう福祉・年金・医療等にかかる当然増経費を確保すること。

(2) 国民健康保険制度については当面、医療の充実のため、医師・医療機関の偏在の是正、保健婦の増員、家庭医システムの創設、総合的な医療費の抑制策等を推進するとともに、財政制度等の改善については次の諸措置を講ずること。

① 国庫負担定率分は、三五%(現行三一・五%)に引き上げ、さらに給付率の改善に見合つて段階的に引き上げること。

② 加入者負担割合は、一七%(現行二二・%)程度に引き下げるのこと。

③ 国の調整交付金については、一〇%に引き上げ(現行七・五%)。したがって国庫負担率は定率分と合わせて旧四五%に戻す、国はそれを都道府県に配分し、都道府県はそれを財源として市町村に配分すること。その配分の算定にあたっては、

現行の医療費及び負担水準に加えて、加

入者の所得水準格差及び老人人口比を重視した配分とすること。

④ 個人住民税非課税世帯については、国保料を免除できようすること。

⑤ 退職者医療制度の適用者の見込違い、老人保健法加入者按分率引き上げの遅延等による国保会計の赤字に伴う要補填額(約一〇〇〇億円)については、国が全額補填すること。

⑥ 老人保険制度の適用年齢を六五歳に引き下げるうこと。

(3) 公共施設の改善をはじめとする福祉型都市改造を推進するとともに、学校教育及び雇用機会における障害者受け入れ措置を拡大すること。

(4) 老齢基礎年金並みを目標として、老齢福祉年金の給付水準を引き上げること。

(5) 社会福祉施設の入所定員を社会福祉事業法に定める通り、「五人以上」に小規模化するとともに、在宅福祉を援助するため、ホームヘルパーの大増員など介護サービスの充実をはかること。

(6) 国立病院の統廃合を中止し、利用者参加に基づき対象病院の再建築を講ずること。

6 雇用安定・時短推進と中小企業・不況対策の充実

円高の定着、さらにその一層の昂進により、

国際競争力の弱い産業、構造不況業種、とりわけ中小企業は深刻な状況に置かれている。

また、雇用状況は若干改善の兆しをみせているとはいっても、我が国独特の多重構造的経済に支えられているところが大きく、今後樂観できる状況にはない。よって中小企業・不況対策を継続的に強化していくとともに、労働時間の短縮を含め、雇用対策を充実させること。

(1) 雇用調整助成金制度の事業活動指標等指定基準の緩和、対象業種の拡大、期間延長等の措置を講ずること。

(2) 地域雇用開発促進法による不況地域の雇用対策を拡充するとともに、特定不況業種雇用安定法による不況業種対策についても、指定基準の緩和等拡充すること。また、緊急対策として、失業給付の基本手当を一律九〇日間延長すること。

(4) 貸金支払い確保法の抜本的充実、労働債権の先取り特權等の法整備、ならびに労働条件格差是正にむけた中小企業労働対策行 政の整備充実を促進すること。

(5) 改正労働基準法について、施行後三年以内に週四四時間制に移行できるよう、中小

企業等に対する財政上その他必要な援助措置を講ずること。また、金融機関、土曜閉店による官公署の完全週休二日制を早急かつ確実に実施するなど、労働時間短縮を積極的に推進すること。さらに、男女全労働者を対象に、選択・有給・原職復帰の原則に基づく「育児休業法」を制定するとともに、家族看護休暇の制度化をはかること。

(6) 地域活性化を軸とした内需主導の安定成長を目指し、特に鉄鋼、石炭、造船等不況業種、輸出関連中小企業、その企業の立地地域での雇用対策を重視すること。また、不況が深刻な地域を中心に、少なくとも五〇万人の新規雇用の創出が必要であり、そのため、特別交付金の交付等思い切った対策を講ずること。

(7) 「パート等保護法」(仮称)を制定するとともに、港湾労働法の見直しにあたつては、関係労働者の意見を最大限尊重すること。また、「駐留軍離職者臨時措置法」を延長させること。

(8) 石炭政策については、一層の充実をはかり、原重油関税制度は存続すること。また、気象観測船等官公庁船、船舶整備公団船の代替・建造を促進するとともに、船舶解散事業を促進するための助成策を拡充すること。

(9) 中小企業向け政府金融の融資条件の改善と。

と金利引き下げ、不況業種の指定の拡大を図るとともに、中小企業の技術高度化のため人材育成政策を強力に推進すること。また下請代金の支払い期間短縮、適用業種の拡大、罰則規定の設置など「下請代金支払い遅延防止法」の早期改正をはかること。

(10) 円高差益の還元については、いまだ国民生活に充分に還元されていない状況にかんがみ、とくに電気・ガス料金の再引き下げ、政府関与物資を中心に輸入物資全般について流通機構の合理化等により、徹底した差益還元を行うこと。また、可処分所得の拡大のために、民間給与の改善に充分配慮し、公務員等の給与改善費を適切に計上すること。

7 教育・文化・科学技術対策の拡充

国民的課題である教育荒廃の克服と次の時代を担う子供の健全な育成のため、教育内容の精選、受験競争のは正など教育システムの改革を推進すること。

(1) エリート校づくりを推進し、受験競争の低年齢化を招く「六年制中学校」や「初学者研修制度」など、国民的合意を欠く臨教審の具体化のための予算を計上しないこと。また、高校社会科の解体など教育改革に逆行する教育課程の改編は行わないこと。

- (2) 憲法の「義務教育無償の原則」に基づくところの義務教育諸学校の教科書無償制度を堅持するとともに、国立学校の授業料・入学金の引き上げは行わないこと。また、教育条件を低下させ、負担を自治体に転嫁する義務教育国庫負担の削減は行わないこと。とくに、学校事務職員、学校栄養職員の制度からの対象除外を行わないこと。旅費・教材費については原状回復を行うこと。
- (3) 四〇人学級を早期に完結させ、「三五人学級」の実現計画に着手するとともに、私学助成の拡充など教育諸条件の整備を行うこと。また、「有給教育休暇制度」の確立など生涯学習の条件整備をはかること。
- (4) 学術・文化の国際交流を促進するため、外国人留学生の受け入れの拡大、日本語教育、宿舎、奨学金制度等々諸条件の抜本的整備を推進するとともに、海外子女教育・帰国子女教育の拡充をはかること。
- (5) 地方文化施設の整備拡充をすすめ、伝統文化・工芸などを育成するとともに、埋蔵文化財の保護をはかること。また、自治体オーケストラ、子供劇場、親子劇場、文化的国際交流などに対する助成を強化すること。文化予算を大幅に増額すること。
- (6) 臨調行革路線により削減されてきた基礎科学研究費については、その重要性にかんがみ、大幅な増額を行うこと。

- (7) 新型転換炉、高速増殖炉等の建設を中止するとともに、幌延町、六ヶ所村に計画されている放射性廃棄物、ウラン濃縮、再処理に関する施設については全面中止すること。また、原発の開発にかえて、燃料電池発電、太陽光発電、超伝導等々の開発に充分な予算を振り向けること。
- 8 農林水産業対策の強化**
- 農産物の自由化を野放図に推進せず、日本農業の再建をはかるため適切な対策を講ずること。
- (1) 農産物輸入制限一二品目の自由化を行わず、牛肉、オレンジのこれ以上の輸入自由化・枠拡大をやめること。また、食管制度の根幹を堅持するとともに、安易な減反拡大を中止し、コメ消費の拡大、適正な在庫量の確保などをはかること。
- (2) 国民合意に基づく国内農業生産振興と自給率向上をはかるため、生産資材価格の引き下げと専業・兼業の共存した地域営農集団の育成による生産コスト削減、地域の特性と自然環境を活用した地域農業の振興をはかり、「産直」「減農薬」運動の推進など、安全性、品質、価格の面で優れた農産物の生産振興をはかること。
- (3) 森林資源の育成をはかり、林業・林産業の活性化と高齢化による労働力の不足、山

- 村の荒廃を防ぐため、国の積極的な財政措置を講ずること。また、治山・治水、環境の保全等の公益的機能を有する国有林野事業の財政再建のため一般会計からの繰り入れの増額をはかること。
- (4) わが国二百海里水域内の沿岸、沖合漁業の振興をはかるため、漁場の整備をはかること。
- 9 地域経済の活性化と地方財政の強化**
- 東京一極集中を是正し、地域格差是正をはかるため、首都機能の分散、分権・自治の推進に基づいた地域経済の振興、基盤整備を推進すること。また、内需拡大、住民福祉向上の観点から、地方税財源の充実強化をはかり、積極的な地方財政運営をすすめること。
- (1) 国保制度改悪による地方への新たな財政負担転嫁、義務教育費国庫負担率の引き下げや一般財源化及び地方交付税における留保財源比率の引き下げ、特例減額など国・地方間の基本的財政調整及び負担関係に変更をきたす措置は一切行わないこと。
- (2) 国庫補助に関する三年間の特例については一年を残し中止し、原状回復をはかること。また、税源の不均衡に対応するため税目の拡充、税率の引き上げ等及び算定方法の改善など地方交付税制度の充実を推進するとともに、自治体行政の需要増に的確に

対応する地方財政計画の策定をはかること。

(3) 地方財政の積極的運営に努めることともに、とくに地域経済と雇用の安定への配慮、地域福祉システムの整備を中心とする内需拡大策を展開するとともに、不況地域の産業振興、雇用安定のための特別交付金の交付及び起債償還の補填財源確保等について特別の配慮を払うこと。

(4) 地域経済の振興をはかるため、起債償還財源の長期的保障を行いつつ、地方債の活

用については自治体の自主権を尊重すること。また、地方債、とくに縁故債の借り換えを促進し、自治体の金利負担の軽減をはかること。

(5) 機関委任事務にかかる国との代執行制度の改悪法案（地方自治法一部改正案）につ

いては、撤回すること。また、厚生・労働の地方事務官にかかる国への身分移管法案については、廃案とすること。

(6) 学校給食、清掃、下水道等の住民の安全と健康衛生にかかる事業については民間委託、下請け、派遣労働等を行わないこと。

また、消防職員の労働条件の抜本的改善措置を講ずること。

(7) NTT株売却益の地方還元にあたっては、地方債の補助金化等につながる貸付をやめ、一定割合を交付税特会に繰り入れる

ことを検討するとともに、郵便貯金資金の自主運用についても、地域経済の振興に寄与するため資金の地方還流をはかること。

(8) 過疎対策、半島振興対策の充実をはかるため、起債対象事業の拡大、補助の拡充等を推進すること。

(9) 指定都市の要望が高い特別とん税の税率引き上げ、観光都市をはじめとする市町村に対する料理飲食税収入の一定割合の交付を実現させること。

10 当面、緊急の生活福祉対策

(1) 留学生の円高による生活費目減りに対する生活費補助、私費留学生授業料減免、民

間寄宿舎入居一時金補助などの措置を講ずること。

(2) 災害遺児の進学を保障するための「災害遺児奨学制度」を創設すること。

(3) 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業（福祉灯油）に対しても積極的に補助すること。

右、申し入れる。

一九八七年一二月一七日

(9) 國際人権規約選択議定書及び人種差別撤

廢条約を早急に批准すること。

(10) 台湾人元日本兵に対する補償、公的年金における恩給欠格者の軍歴通算等、戦後処理問題について的確な措置を講ずること。

(6) 女性の厚生年金加入者が死亡した場合の受給資格を共済組合並に改善すること。

(7) 健康と環境を守るため、アスベストの完全廃棄に向けた三ヵ年計画の策定・実施、バイクタイヤ規制と道路補修補助の拡充等を推進すること。

(8) 国家補償の原則に基づき、原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、「被爆者援護法」を制定すること。また、海外居住被爆者に對しても、国内に準じた措置を早急に講ずること。

内閣総理大臣

竹下登殿

日本社会党中央執行委員長
土井たか子

一九八八年（昭和六三年度）文教 関係予算編成についての申し入れ

「いじめ」の件数が減少したものの、より陰湿化し、また自殺や登校拒否が増えるなど、教育の荒廃は、いぜん改善の兆しが見えません。

今、父母・国民は、点数序列主義の教育・偏差値教育を改め、受験地獄を克服すると同時に、一人ひとりのこども・青年が伸び伸びとした、ゆきとどいた教育を保障するための条件整備や教育費の父母負担の軽減を求めています。また、生涯教育や生涯スポーツの時代を迎え、その体制整備を望んでいます。同時に、国際化のなかで留学生受け入れ政策の抜本的拡充が要請されています。

しかしながら、臨教審の答申は、このような父母・国民の期待に背を向けるものです。また、臨調行革路線のもとで軍事費突出の反面、文教費が削減・抑制されてきたことも、およそ教育改革と文化・スポーツの振興に矛盾するものです。したがって、政府・文部省は、一九八八年度（昭和六三年度）文教関係予算の編成に当

つては、思い切った予算の増額を行ない、左記のような内容を重点として編成するよう強く要求致します。

記

五、「四〇入学級」などの教職員定数改善計画の早期完結をはかるとともに、「三五人学級」の実現計画に着手すること。
六、わが国の教育に果たしている私学の役割にかんがみ、大幅な私学助成を行うこと。
七、大学進学希望者急増期に対応し、国公立大学を中心に、大学、（大学院）の必要な整備をはかること。

八、過大規模校の分離促進のため、用地取得を含む特別助成措置の制度化をはかること。また、高校新增設に対する国庫補助制度の拡充措置を講ずること。

九、教育の一環としての学校給食を守り育てる立場から、学校給食のセンター化、民間委託、調理員のパート化は行わないこと。

十、基礎科学研究を重視し、そのための予算を大幅に増額すること。

十一、教育の機会均等を保障するため、国際人権規約に基づく給費制度の奨学金制度をめざすとともに、貸与枠・貸与額の拡大をはかること。また、有利子貸与制度は廃止すること。

十二、学術・文化の国際交流を促進すること。

とくに外国人留学生の受け入れの拡大、日本語教育、宿舎、ホームステイ、奨学資金制度等々諸条件の抜本的整備をはかるこ

と。
また、旅費・教材費については復元すること。
また、旅費・教材費については復元すること。

四、義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲

法の「義務教育無償の原則」に基づくものであり、堅持すること。

と。また、海外子女教育・帰国子女教育の拡充をはかること。

三、臨調行革路線のもとで一貫してすすめられてきた社会教育・社会体育・文化関係予算を一律削減の対象とせず、生涯学習・生涯スポーツ社会の建設のために、大幅な予算措置を講じること。

四、「文化立国」をめざすに相応しい文化予算へ思い切った増額をはかること。

五、主任手当・手当支給制度を撤回し、その財源を一人ひとりの子供・青年のための教育諸条件整備の財源にあてるること。夫、国立学校の授業料、入学金の値上げは行わないこと。

右の通り申し入れます。

一九八七年一二月一〇日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤

昇茂

文教部会長 馬場

文部大臣 中島 源太郎 殿

一九八七・一二・一七

一九八八年度、国土庁の予算等に 関する申し入れ

今日、東京一極集中と農山村地域経済の沈下という極端な二重構造下にあって、一九八八年度の予算編成にあたっては、土地(地価)政策を中心に、大都市における宅地・住宅対策、地域経済の活性化をめざした勤労者本位の公正なものとなるよう努めるべきであります。

したがつて、国土庁におかれましては、左記の重点項目について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 一、最近の狂乱地価は、大都市の市民生活を圧迫し、公共事業等にも様々な弊害をもたらしているところであります。これは東京一極集中開発構想をはじめ、いわゆる中曾根民活・規制緩和、カネ余り現象などによるものだが、なんといっても根源的には土地法制(制度)が決定的に欠落しているからであります。したがつて、政府・国土庁は早急に土地基本法を制定すべきで、それによつて、土地利用の徹底的社会化をはか
- り、土地を持つものと持たざるものとの格差を是正し、公平、公正な行財政の基本を確立させることであります。
- 二、前項の土地基本法制定のうえに、多極分散型の四全総に取組み、東京一極集中傾向を強力に抑制することです。
- 三、地価の高値安定をもたらさないために、国土利用計画法の規制区域、監視区域等を機動的に運用、地価を引き下げさせるよう指導すべきであります。また規制区域指定については、社会党など野党四党が共同提案した同国土法改正案のよう、現行の指定要件を改め、指定しやすく同法を改正整備すべきであります。
- 四、今日の地価暴騰の要因である金融機関の反社会的融資を規制するため、土地取引に伴う届出事項に融資元の金融機関名の明記を義務づけるべく国土法(第十五条第一項および第二十三条第一項)をすみやかに改正すべきであります。

- 五、國公有地はもちろん大企業等の遊休地を

積極的に利用させることが緊要で、とくに国有未用地は自治体に払い下げ、有効利用を促進させることです。(杉並区内の通産省工業技術院跡地など、筑波研究園都市に移転した各省庁所有の研究機関跡地の遊休地等も含む)。また大法人の値上がり待ち遊休地は、駐車場や資材置場などとして未利用地指定を免れているが、関係省庁は特別土地保有税の強化、未用地指定面積の引き下げ等を早急に実施、有効利用へ強力に誘導すべきであります。

六、土地取引に関する監視および規制区域の指定に伴う自治体の入件費、事務費等の補償と、遊休地買上げ(国土法三十二～三十一条)等の必要資金にかかる起債枠の拡大など行財政的措置を行なうよう努めるべきであります。

七、土地税制の不備が地価高騰の要因の一つとされているが、とりわけ居住用および事業用資産の買換え特例は、早急に見直し、課税の適正化をはかるべきであります。

八、土地取引および土地税制上の基本である土地評価がバラバラに実施され、不合理な地価政策をとっている現行の評価制度を抜本的に改め、評価の一元化をはかり、いわゆる“一物四価”的弊風を払拭、土地税制を確立することあります。

九、水資源の確保と水質保全に努めると同時に

に、大都市においては雨水の積極的貯留と利用をはかるよう研究、開発そして普及に取り組むことです。

十、労働時間の短縮に伴つてリゾート施設の整備拡充が要請されているが、先の第一〇八国会で成立したリゾート法に基づく整備計画の策定、実施など関係自治体に財政負担を強いないよう留意しながら、その促進につとめ地域経済の活性化にも寄与するよう取り組むことであります。

十一、豪雪地域に対する克雪対策の充実に努めることだが、それは融雪道路および流雪溝等の整備、延長、また除雪事業はじめ雪崩対策、克雪住宅等に対する税財政措置を講ずるよう努めることであります。

十二、豪雪雨、火山、地震、津波、火災等による流失、土砂崩落、降灰、倒壊、焼失などを防災対策は、関係省庁と共同して迅速、

日本社会党政策審議会
建設部会長 井 上 泉

国土府長官

奥 野 誠 亮 殿

一九八七・一二・一六

住宅投資および公共事業の拡大が内需の振興策として重視されているが、現下の地価高

騰による事業費への圧迫は、さらに深刻なものになるものと見なければなりません。この

一九八八年度、建設省予算等に 関する申し入れ

国土の千葉署

正確な気象予報体制の確立をはじめ火山、地震予知システムの強化、避難・誘導体制の整備、危険地帯での宅地開発の規制等を徹底し、さらに調査、研究による新技術の導入をはかり防災行政の充実を着実に行なうこと。また国際的に重大な関心がもたらされている原発事故に対しても、関係省庁と緊密な連携のもとに防災訓練、周辺住民の避難場所の確保等にも怠ることなく努めることであります。

ため政府は地価の沈静化→引き下げ策を講じる一方、関係予算の増額と諸事業の進捗をはかるよう特段の努力を払い、国民生活を守り、社会資本の整備につとめることであります。ついては、建設省におかれましては左記の重要項目について実現されるよう強く要請します。

記

一、予算編成の基本方針について

1 今日の地価狂乱は、住宅、家賃、固定資産・都市計画税等を上昇させ、ひいては社会資本の整備を遅らせるなど生活環境をますます悪化させる結果となっています。また、この地価高騰は国民の間に必然的に“富の偏在”を拡大し、とりわけ都市住民の社会観を歪めています。

したがって、建設省は関係省庁と一緒に策定することによって、土地についての基本理念の確立と啓発をはじめ地価、住宅、税制等の政策を緊急に策定することです。

2 悪質な地上げ屋等の横行によつて、土地問題は深刻な社会問題となつてゐるが、これらは不動産業はじめ建設、金融機関等の不当、不法な行為によるもので黙視できません。これら社会悪を一掃するには、まず企業に課せられてゐる社会的責任の自覚を

促すことはもちろん宅地建物取引業法等にかかる倫理規範の強化（法改正）など指導を徹底することであります。

3 円高および構造不況のための内需拡大には住宅はじめ上下水道、生活道路、公園、防災事業等を中心に社会資本の計画的、積極的な整備を行なうことです。

4 公共事業の円滑な推進のため、自治体財政の拡充に留意し、直轄事業負担を廃止するとともに、国庫補助率の切り下げを行なわないこととし、また単独事業等における起債の充當に努めることです。

二、住宅関連事業について

1 地価対策を強力に実施しながら住宅・宅地の供給を積極的にすすめることです。

この場合、首都圏の平均住宅価格は勤労者の平均所得（五〇〇万円）の五倍程度とし、また家賃は平均月収の一五～二〇%を基準として対処すべきであります。

2 住宅金融公庫については、国庫からの補給金を増額するとともに低利子を維持すること。また融資枠の改善、拡充（中古住宅購入、住宅改良）も行ない、貸付手数料制度は廃止することです。

3 年金および財形等住宅融資は、公庫の戸数枠拡大、利率の引き下げ、融資枠の拡大等を行なうことです。

- 4 住宅購入および増改築者の負担軽減のため住宅取得促進税は、①控除率（現行1%）の引き上げ、②控除期間（現行五年）の延長、③適用対象の拡大等をはかることで、固定資産税は課税床面積（現行一〇〇m²）の引き上げ等を緊急、確實に措置すべきであります。
- 5 災害、疾病等により各種ローン返済が困難となる場合は、返済猶予、利子軽減等制度の改革を一層すすめるよう努めるべきであります。
- 6 地価高騰と同様、内需拡大の阻害要因となつてゐる一部鉄骨、木材等の値上がりと悪質な便乗値上げに対しても通産省など関係省庁と緊密な連携を保持、その阻止および値下げに強力な行政指導を行ない、業界の正常化と活性化をはかることです。
- 7 国内産木材の需要拡大と地域経済の振興のために、在来工法による木造住宅の建設促進と学校、公民館など官公需の拡大にも積極的に取り組むべきであります。
- 8 欧米なみに居住水準を引き上げることが緊要だが、さらに二一世紀への住宅総合政策を確立するため住宅基本法案を早急に提出することです。

き上げは慎重に扱い、同時に居住者の意思に反して、一方的な建て替えはしないよう対処すべきであります。

三、社会資本の拡充、整備について

1 土砂災害・水害防止のための治山、治水事業および耐震、防火都市建設事業の推進をはかること。ただし、その財源は一般会計から充当すること。また積雪地帯における道路整備、雪崩対策等にも万全を期すよう対処することです。

2 下水道整備については、公共下水道の補助率の引き上げ、また小規模下水道への補助も充実させること。さらに下水道施設の維持管理業務は原則として直営で行ない、環境保全、効率性の面で問題のあるACEプランを見直すべきです。

3 都市計画・都市再開発は、都市生活者の快適環境指標を基本として策定、実施すること。また国公有地の民間への売却を禁止し、公的利用を行ない、民間遊休地の利用促進とともに公共住宅の大量建設をはじめ

大小公園、自由広場など共同空間等を確保して近代的文化都市を建設することです。

4 道路整備については、高規格幹線道路網の整備だが、日本列島縦貫道にクロスする横断道、いわゆる「肋骨道路」を優先整備し、併せて幹線道路につながる生活道路の

整備も重点的に行なうこと。また生活に密着した市町村道、バス路線道路等の整備にも積極的に対処することです。

四、公共事業の執行について

1 公共事業が地域経済の振興に直結するよう地元中小土建の受注を五〇%以上とし、そのために分離分割発注の拡大、中小間および専門業者間のJVの活用、協同組合の優先受注をはかるよう配慮することです。

2 中小建設業の保護、育成のため重層下請けを規制し、前渡し金、下請け代金支払いの適正化をはかること。また建設労働者の建設管理業務は原則として直営で行ない、

一九八七・一二・一一

日本社会党政策審議会
建設部会長 井 上 泉

建設大臣 越 智 伊 平 殿

一九八七年一二月一六日

雇用確保をはじめ作業の安全、就労時間、賃金、福利厚生等労働条件の改善、引き上げに努めることです。

3 中小零細業者の施行能力向上のため、技術研修に対する積極的助成をはじめ資材の安定供給、機材購入に対する融資等を行なうことであります。

一九八八年度、運輸省関係予算について の申し入れ

一九八八年度運輸省関係予算は、国民生活優先の観点からとくに左記の各項目について具体的措置が講ぜられるよう強く要求します。

一、国民の生活交通が確保されるよう、JR、私鉄、公営交通等を系統的に整備するため、地域交通整備法（仮称）等の法制化をはかるとともに必要な財政措置を講ずること。また、中・長期的な展望に立って、国民生活にとって重要な陸海空全体の交通体

記

系の整備、安全の確保、環境の整備、費用負担のあり方、交通労働者の適正な労働条件等交通全般にわたって国および地方自治体が行うべき総合的な基本を定め、併せて

国および自治体並びに車両、船舶、航空機を所有・使用する事業者の責務をあきらかにする交通基本法（仮称）を制定すること。そのため現行の運輸政策審議会のあり方を含め国民全体の合意形成のための検討機関を早急に設置すること。

二、運輸事業の規制緩和策は、事業者間の過

当競争に拍車をかけるだけでなく、交通安全や環境の保全にも影響を与えるので慎重に対処するとともに、過労や過積載の防止等についての社会的規制については一層強化すること。

三、道路運送における秩序確立のため、第九

八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序確立に関する決議」の具体化をさらに促進すること。

四、日本国有鉄道清算事業団の業務の遂行に

あたり、
(一) 長期債務の処理のための具体的年次計

(二) 再就職を希望する職員について早期に就職が確定するようひき続きJR各社の要員の基本計画達成にむけあらゆる方策を講ずること。また、公的部門における

採用についてもさらに努力をすること。

(三) 職員の出向・研修については、再就職の目標と連携させたものとして位置づけて実施することとし、併せて本人の意志を無視した強制的なものとならないよう

にすること。

四 土地の売却については、当面、主として公的利用に供することにとどめ、併せて周辺の地価高騰の要因とならないよう

特段の注意をすること。

五、海運・造船の不況に対応するために

(一) 官公庁船、船舶整備公団船の代替・建造を促進すること。

(二) 船舶解撤事業を促進するための助成策を拡充するとともに、その実施にあたっては中小企業の経営の安定に特に配慮すること。

(三) 外国船用船を中心とした海運企業の体质改善をはかるとともに船員の雇用の安定のために施策の改善を行なうこと。

六、都市交通における混雑緩和をはかるため都市鉄道の建設促進をはかるとともに、都市バスの活性化のための具体的施策の拡充をはかること。

七、過疎地における生活路線である鉄道、バスに対する助成策を一層強化すること。

八、離島航路補助を拡充すること。

九、交通安全の徹底のため輸送、施設の総点

検を実施するとともに車両の安全基準等の見通し等を含めた改善策を講ずること。

十、交通・運輸労働者の労働条件の適正化を早期に確立するとともに運転労働時間の短縮等についての施策を強化すること。

右、強く申し入れる。

一九八七年一二月一一日

日本社会党政策審議会

運輸部会長 戸田菊雄

運輸大臣 石原慎太郎 殿

石原 慎太郎 殿



一九八八年度、法務省関係予算・行政 に関する申し入れ

国民の基本的人権の擁護と密接なかかわりをもつ法務行政および予算について、左記事項に留意するよう、申し入れる。

記

一、法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務、および人権擁護事務は、いずれも地域住民と深いかかわりを持ち、その権利と財産を守るうえで重要な役割を担つてゐるが、業務量の増大に対して従事職員が全く不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など深刻な問題が発生している。

更生保護業務については、犯罪の多様化、少年犯罪の増加などにより、業務が増大している。

また、出入国管理業務も、国際交流の活化、航空機、船舶の大型化によって出入国者が増大し、特に成田空港の開設とともに、入管業務も著しく繁忙を極めている。よって、法務局、更生保護官署、入国管

理官署の職員について、大幅に増員をはかること。

二、法律扶助事業は、法律上の扶助を要する者の権利の擁護を目的とし、資力の乏しい者に対する訴訟費用の立替、弁護士の紹介、法律相談、法律に関する知識の普及など、幅広い業務を行なつてゐる。しかし予算不足が深刻である。

よつて、法律扶助事業に対する補助金の増額をはかること。

三、法務局等の老朽庁舎は、国民サービスの観点から改築に努めること。また転勤者用宿舎の増設にも努力すること。

四、保護司、人権擁護委員の実費弁償金について、適正な増額をはかるとともに、内勤保護司制度は抜本的改善をはかること。

（法案および法務行政について）

五、本年四月に再提出された拘禁二法案（刑事施設法案、留置施設法案および関連法案）については、手直しがなされているとは言え、なお以下の如き重大な問題点を残して

いる。

第一、代用監獄は自白強要と冤罪発生の大きな原因となつてゐるにも拘らず、この廃止の方向を全く示さず、これを永続、固定化するものであり、留置場を被勾留者収容の本来的施設として位置づけていること。

第二、被疑者、被告人と弁護人との接見交通に管理運営上の理由による制限が設けられ、これらの制限が濫用された場合の不服申立の手段がないこと。とりわけ、面会時間につき「執務時間」が原則となり、休日、夜間の面会を通達にもとづく運動に委ねる点は、現行法のもとでさえ接見指定などによる不当な接見妨害が頻発している実情に照らすと、弁護活動により一層の支障が生ずるおそれがある。

第三、法制審議会要綱から後退し、また規律秩序を現状より強化している点が多くある。とくに留置施設に防声具、拘束台、保護室、懲罰の規定が新たに適用されるのは、代用監獄の弊害をさらに深刻化させるものであり、また死刑確定者に対する規制が現行法より強まることは重大である。

よつて、拘禁二法案については撤回し、その内容を抜本的に再検討すること。

六、外国人登録法については先の国会で改正案が成立したが、衆参両院における附帯決議の趣旨を踏え、左の点で抜本的な改正を

図ること。

第一、在日外国人に課せられている指紋

の押なつ制度を完全に廃止すること。

第二、外国人登録証明書の常時携帯義務

を廃止すること。

第三、本法違反についての罰則をすべて

廃止し、過料とすること。

七、政府が検討をすすめている借地・借家法の改正については、借地人・借家人の権利擁護の点を十分に配慮して行うこと。

右、申し入れる。

一九八七年一二月一〇日

日本社会党政策審議会

法務部会長 稲葉誠一

法務大臣
林田悠紀夫 殿

記

一、国・地方間の財政関係及び地方財政の基本的運営について

- (1) 国民健康保険制度における福祉医療制度創設、地域差調整システム導入の名目によ
- (2) 義務教育費国庫負担率の引き下げや一般財源化及び地方交付税における留保財源比率の引き下げ、特例減額あるいは既応の借入金の償還繰り上げなど、国・地方間の基本的財政調整及び負担関係に変更を來す措置は一切行わないこと。
- (3) 財政再建計画の破綻により合理性を失った国庫補助負担率削減にかかる三年間の特例措置についても一年を残し、中止し、原状回復措置を図ること。
- (4) 地方財政の積極運営に努めるとともに、とくに地域経済と雇用の安定への配慮、地

一九八七・一二・一〇

一九八八年度地方財政対策等に関する申し入れ

国際経済摩擦の是正・解消、国内産業の空洞化の防止、雇用と地域経済の安定にとって、わが国経済構造を内需主導型へと転換させることが緊急不可欠である。そのため中期的な展望に立つ積極財政の展開と公共サービスの充実、地方自治の発展と地方税財政の拡充が緊急に求められている。

わが党は、すでに本年八月二六日付けで、一九八八年度（昭和六三年度）地方財政対策及び政策運営について申し入れを行なっているが、新内閣の発足、予算編成に際して改めて最重要事項及び具体的な問題についてその実現を強く要請する。

度における国保保険料負担の増額など厚生省の「国保制度の課題と改革の基本的考え方」については、その検討、導入を中止すること。

また、退職者医療制度の創設等に伴う市町村国民健康保険事業会計における赤字の完全補填を図るとともに、国庫負担率の原状回復をはじめ保険料の抑制のため、国保制度のさらなる充実を推進すること。

(2) 義務教育費国庫負担率の引き下げや一般財源化及び地方交付税における留保財源比率の引き下げ、特例減額あるいは既応の借入金の償還繰り上げなど、国・地方間の基本的財政調整及び負担関係に変更を來す措置は一切行わないこと。

域福祉システムの整備を中心とする内需拡大策を展開するとともに、不況地域の産業振興、雇用安定のため特別交付金の交付及び起債償還の補填財源確保等について特別の配慮を払うこと。

(5) 地域経済の振興を図るため、起債償還財源の長期的保障を行いつつ、地方債の活用については自治体の自主権を尊重すること。また、地域金融充実策としての郵便貯金の地方還流策を講ずること。

また、地方債、とくに縁故債の借り替えを促進し、自治体の金利負担の軽減を図ること。

(6) 公債費負担比率の上昇等、地方財政逼迫の状況にかんがみ、国による財源の裏付けのない補助、単独公共事業のやみくもな押しつけをやめ、地方財政拡充による積極的、計画的な社会資本の整備を図ること。

二、地方税改革について

(1) 八八年度以降の税制改革に当たっては、負担感の大きい個人住民税等の大幅減税を推進するとともに、とくに所得税との税率構造の歪みのは正、とくに最低税率等の引き下げ及び課税最低限の格差是正等に努めること。

(2) 地方税改革においては、国と地方の税源の再配分、地方税源の拡充に努めるととも

に、とくに、社会保険診療報酬課税の適正化、事業所税拡充、事業税の改善、非課税措置廃止等を推進すること。

(3) 来年度に評価替えが予定されている固定資産税について、二〇〇平方メートル以下の住宅用地等については、八七年度税額に据え置くこと。

また、都市計画税についても固定資産税と同様の住宅用地にかかる特例を設けること。

(4) 自動車関係諸税の改正においては、市町村道路財源を中心に地方への配分比率の拡充を図ること。

(5) 港湾施設整備費の増大等に対応するため、昭和三九年以來据え置かれている特別とん税の税率引き上げを行うこと。

(6) 八八年度も含め国税・地方税の減税による減収によって地方財政に支障をきたさぬよう不公平税制のは正、課税適正化等による地方交付税、地方税の財源補填措置を講ずること。

三、住民生活向上、地方自治発展について

(1) 国有地等の払い下げ、活用に当たっては、当該自治体の意見を尊重するとともに、当該自治体が希望する場合は、公示価格による優先譲渡あるいは賃貸を推進すること。

また、そのための公有地取得債の充実を図ること。

(2) 学校給食、清掃、下水道等の事業については、住民の安全と健康衛生の向上、自治体固有事務責任堅持の立場から、民間委託、下請け及び派遣労働等については、慎重な検討を加えること。

(3) 消防職員の労働条件の改善と定員確保に努めるとともに、ILLOにおける審議の主旨にかんがみ、その団結権について改めて国内における検討を速やかに図ること。

(4) 機関委任事務に係る国の代執行制度の改悪法案（地方自治法一部改正案）については撤回すること。

また、厚生・労働の地方事務官に係る国への身分移管法案については廃案とすること。

(5) 地方公務員の週休二日制の実現のため、土曜閉庁の六三年度中実施を図るとともに、行政サービスの低下防止と地域雇用拡大のため、定員拡充に努めること。

(6) 公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備、一般会計からの繰り入れの充実を図り、事業基盤の強化を図ること。地方公営企業における共済年金の公的負担分についてはさらには的確な改善を図ること。

(7) かねてより指定都市から改善の要望の高い、下水道事業における補助対象率と管渠

の補助採択基準の引き上げ、日銀納付金の

法人市民税課税等について、速やかに検討

し実現に努めること。

(8) 料理飲食税収入については、その税収の三分の一程度を当該市町村にたいし交付するとともに、観光地等における交付税算定の流動人口補正の改善を図ること。

(9) 東京をはじめとする地価の異常高騰と周辺部へのさらなる拡大に歯止めをかけ、高騰以前の水準に地価を引き下げるため、国会における審議、決議の趣旨を踏まえ、関係法規、税制の次期通常国会における速やかな改正を行うこと。

右、申し入れる。

一九八七年一二月一〇日

日本社会党政策審議会
地方行政部会長 加藤万吉
自治大臣 梶山静六 殿

一九八七・一一・一〇

国民健康保険制度の改革に関する申し入れ

厚生省が一〇月末に国保懇談会に示した「国保制度の課題と改革の基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)は、国保制度を抜本的に改善するものとはなっていないばかりか、

医療保険制度に対する国の責任を一層あいまいにし、いたずらに都道府県・市町村等に財政負担を転嫁し、地域医療の充実を妨げるものと考えるが、その理由を具体的に示すと次の四点である。

(一) 給付率の改善について

「国保本体について八割程度」にするとしているが、これは法定給付率についてなのか、実効給付率(現行七八%)についてなのか、全く不明である。

(二) 福祉医療制度の創設について

国保制度の中で低所得者だけを別とする新制度構想は、都道府県・市町村の新たな負担導入を図る口実にすぎない。しかも、この制度は低所得者に対して新たなる「公的差別」

を生み出す恐れがあると言える。

(三) 地域差調整システムの導入について

このシステムは、医療負担と受益の公平化を図るためのものではなく、医療費抑制のための調整システムとなっている。

(四) 老人保健拠出金の負担割合の変更について

現行の国保からの拠出金は、国五五%、保険料四五%であるが、これを折半することにより平年度六五〇億円(国保世帯当たり約五五〇〇円)の加入者負担となる。これは、「給付率は最低、保険料は最高」という国保の矛盾をさらに拡大するものである。
したがつて、わが党は、地方六団体もこぞつて反対しているかかる「基本的考え方」の検討、導入を中止し、次の諸点について速やかに実施するよう要求する。

一、医療保険制度の抜本的改善について

(一) 給付率の格差是正

被用者健保本人の九割給付を八割に引き下げることが政府の一元化の中心的な狙いである。この構想を撤回させ、被用者家族（現行入院八割、通院七割）及び国保（現行すべて七割）の給付率を段階的に九割に引き上げ、給付率の一元化を図ること。

(二) 被用者保険の地域保険組合化

被保険者参加型の小集団組合のメリットを重視しつつ、政府管掌健康保険制度を都道府県単位に再編成して地域被用者保険組合とすること。

(I) 医療の充実について

また、各種共済組合、健保組合を含めて都道府県単位に被用者保険の協議体を設け、地域医療、地域福祉に対する関与を強めること。

(三) 国保財政単位の改革

人口並びにその年齢構成における地域格差が拡大し、国保の財政単位を市町村としていることについて無理が生じてきている。そこ

でサービスは市町村、財政は都道府県を単位とする道を自治体が選択できるよう制度を改めること。

(四) 老人等保健医療の公費サービス化

保険制度は、傷病事故に備えた相互扶助システムである。したがって、日常不斷に保健医療、福祉サービスを必要とする高齢者、難病者については、保険制度から分離し、全額公費負担による老人等保健医療制度を創設すること。

このため、基礎年金及び介護に必要な費用とあわせ、特定の福祉財源の確保を検討し、高齢化社会における保険料高騰の抑制を図ること。

(四) 家庭医システムの創設

高齢者、難病者をはじめ、家庭医（または主治医）が日常の保健医療を担当するシステムが求められている。家庭医を標榜する医師に対しても、担当する住民数に応じ委託料を交付すること。

(五) 総合的な医療費抑制策の推進

病床削減と受診抑制に重点の置かれた医療費抑制策を改め、薬価基準の適正化、高度医療機器の共同利用化、医療費通知の徹底などを総合的に強化すること。

(II) 当面の財政制度等の改善について

(二) 保健婦の増員

保健婦が未設置または一人しかいない市町村の解消をめざし、少なくとも二人以上の保健婦を確保するための計画を策定すること。

(三) サービス適正化への住民参加

市町村に保健医療、福祉サービスに関するチェック及び苦情処理の機構を設置し（仮称・サービス適正化委員会）、その構成は、サービス供給側と利用者・住民側を同数とすること。

(四) 家庭医システムの創設

高齢者、難病者をはじめ、家庭医（または主治医）が日常の保健医療を担当するシステムが求められている。家庭医を標榜する医師に対しても、担当する住民数に応じ委託料を交付すること。

(一) 国庫負担率分の引き上げ

国庫負担率分は三五%に引き上げ（現行三一・五%）、給付率の改善に見合つて段階的に引き上げること。

(二) 加入者負担割合の引き下げ

加入者負担割合は、一七%（現行二二%）程度に引き下げる。

(三) 保険単位と財政調整

地域医療のための企画、運営は市町村が行ない、保険財政単位は都道府県を単位とするよう自治体が選択できる道を講じ、都道府県による財政調整を行なうこと。

(四) 調整交付金の引き上げと配分の改善

国の調整交付金については一〇%に引き上げ（現行七・五%……したがつて国庫負担率は定率分と合わせて旧四五%に戻す）、国は都道府県に配分し、都道府県はそれを財源として市町村に配分することとすること。また、その配分の算定に当たつては、現行の医療費及び負担水準に加えて、加入者の所得水準格差、及び老人人口比を重視した配分とすること。

(五) 低所得者対策の充実

現行法では、保険料の減免規定があるにもかかわらず、低所得者に対する軽減措置はあるものの免除措置は一切講じられていない。したがつて、個人住民税非課税世帯については国保料を免除できるようにすること。

右、申し入れる。

一九八七年一二月一〇日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

(六) 退職者医療制度創設等による要補填額の国の補填

退職者医療制度の適用者見込み違い、老人保健法加入者按分率引き上げの遅延等による国保会計の赤字に伴う要補填額（約一〇〇億円）については、国が全額補填すること。

一九八七・一一・一九

厚生大臣

藤本孝雄殿

自治大臣

梶山静六殿

大蔵大臣

宮沢喜一殿

固定資産税の負担軽減等に関する申し入れ

東京圏を中心とする地価の異常高騰は国民生活に多大な弊害をもたらしているが、とりわけ国民が保有する居住用等の土地の税負担増は重大な社会問題となつてている。

戦後における地価の一貫した高騰傾向は、

国民の住宅水準の向上と良好な都市づくりを阻害し続けてきたが、今日の異常な土地取引動向に基づく実勢売買価格の暴騰を固定資産

税の評価額に反映させることになれば持ち家、借家住宅費負担の急増は明らかであるとともに、中小零細企業の経営をも直撃し、地方公共団体等の行政サービスも結果として後退せざるをえない。

固定資産税は、市町村の収税にとって大きな割合を占めているとはいえ、その税体系の確立の経過をみても国民の負担能力を勘案

し、弾力的な課税が図られてきた。昭和四〇年後半の「狂乱地価」状況においては住宅用地、小規模住宅用地に対する特例が設けられたのもこのためである。

したがって、当面緊急の国民生活救済の観点から以下の措置を講じるよう要求する。

記

一、小規模居住用資産に対しては、その収益性よりも用益性、国民の負担能力に重点をおいた課税政策が講じられていることは既に明らかである。したがって、現下の地価暴騰の状況に照らすならば、二〇〇平方メートル以下の小規模住宅用地については、その税額を六二二年度税額に据え置くこと。

なお、政府等においては、評価基準の弾力化、負担調整措置を検討しているとされが予測されることを勘案すれば、今回においては単なる激変緩和、負担調整措置では的確な措置とは言い難い。

一、都市計画事業費について、その課税団体数、

れば、適切な改善が望ましく、とくに住宅用地等に関する特例が定められていないため実効税率は固定資産税以上に重くなつて

いる。したがって、都市計画税においても固定資産税と同様に小規模住宅用地並びに住宅用地の特例を創設すること。

一、社会的土地位効利用の促進、社会的公正性の確保、国民負担の軽減の観点から土地税制の抜本改革を追及するとともに、とくに固定資産税体系については、前記の当面の特例措置とともに、国民の居住用資産等については国民自らの選択に基づき、収益的利用と用益的利用を区分し、その抜本的負担軽減をはかる等、評価方法の抜本的改革をはかること。

また、特別土地保有税の強化、企業等の保有土地の資産価値、担保価値の上昇に対し的確な課税措置を講ずる等の改革をはかること。

さらに、相続税については、当面、基礎

内閣総理大臣
竹下登殿

日本社会党書記長
山口鶴男
総評事務局長
真柄栄吉

一九八七年一一月一九日

控除の引き上げ、小規模宅地の課税計算の特例の拡充等を実施するとともに、その土地の利用形態、面積に応じて免税額の引き上げ、納付の猶予・分割制の導入等の措置を講ずること。

右、申し入れる。

義務教育費国庫負担制度について の申し入れ

化は行わないこと。

¹ 義務教育国庫負担制度は、国の負担責任を明示したものであり、単なる補助制

度ではなく、補助金一般として削減の対象となることは誤りであること。

2 昭和六〇年度において、教材費・旅費が一般財源化されたが、結果は、学校現場における教材費・旅費の削減となり、

地域及び学校間の格差をもたらしたこと。

3 国庫負担率の削減は、国の負担責任を自治体に転嫁し、自治体負担の強化となること。

4 教育は、教職員が一体となつて進められるものであり、教職員間に給与費の制度が異なることは、教育的な見地からも妥当でないこと。

5 教育荒廃が叫ばれ、教育改革が国民的課題となつてゐる時、このような制度の改悪は、改革逆行するものであること。

二、教材費・旅費を国庫負担の対象に戻すこと。

右、申し入れます。

一九八七年一二月八日

日本社会党義務教育費国庫負担制度特別委員会

| | | |
|-------|--------------|---------|
| 委員長 | 小野明 | (党委員長) |
| 副委員長 | 上田卓三 | (大蔵部会長) |
| 同 | 加藤万吉 | (地行部会長) |
| 事務局長 | 川崎寛治 | (予算部会長) |
| 事務局次長 | 中西績介 | (政審副会長) |
| 文部大臣 | 大蔵大臣 宮沢喜一 様 | |
| 自治大臣 | 自治大臣 梶山静六 殿 | |
| 文部大臣 | 文部大臣 中島源太郎 殿 | |

つれ、豊かな緑を求める、自然との調和のとれた生活を望む国民の声が高まっています。かかるに、国土面積の約七割を占めるわが国の森林・林業は、長い間の木材需要の不振・需要の三分の一を占める外材輸入・代替材の進出、加えて木製品の関税引き下げ、急激な円高・ドル安によつて、木材価格は下落し続け、これが森林づくりへの意欲を失わせ、山村過疎化と林業労働力の減少・高齢化とあいまつて森林の育成に欠かせない保育・間伐のおくれが著しく、これが森林の荒廃を招き、山地崩壊・水害などの危険が増大し、都市部における水不足が深刻となりつつあります。

以上のように民・国有林を問わずわが国森林・林業の危機は日本国民の生存と生活にかかるだけに、一刻もゆるがせにできない事態をむかえており、いまこそ国家百年の大計にたつて森林・林業・国有林野事業の再建にとりくむべきです。

森林・林業に関する申し入れ書

——六二年度「森林・林業」予算要求——

二一世紀にむけての人類の課題は、資源問題

切実な課題となつています。

題と環境問題といわれ、世界的に失われてゆく森林・緑を守り育していくことが緊急かつ

わが国においても都市への人口・産業の集中化に伴う公害の広がり、生活環境の悪化に

日本社会党は一〇四国会の両院の本会議で全会一致可決された「森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議」と、昨年一二月二六日付の竹下幹事長メモによる与野党合意にそつて、去る六月三一日來年度予算編成について申し入れました

が、六三年度を「森林・林業・国有林野事業再建の元年」とし、あわせて竹下総理の理念とする『ふるさと創生』のためにも、貴職に

改めて左記事項の実現を申し込みれます。

一、森林・林業活性化対策

1 国産材振興対策

(1) 国・公共施設の建設にあたっては、木材、特に国産材を使用するよう指導するとともに財政上の優遇措置を講ずること。

(2) 個人住宅建設にあたって国産材を一定量以上使用した場合は、住宅金融公庫の貸付金利の軽減と国産材の耐久性を考慮して償還期間の延長を図ること。

また、間伐材の利用方法の開発を促進するとともに、間伐材利用による建築についても貸付金利及び税の軽減を図ること。

2 森林資源の整備充実と生産基盤の整備対策

(1) 緊急間伐対策

民有林の要間伐面積四三三万ヘクタールのうち、緊急間伐を必要とする一九〇万ヘクタールの人工造林地のうち、実施率は七〇%にとどまっていることに鑑み、昭和六二年度より三カ年で完全に実施し、森林に活力を与えるとともに、年間延一〇〇〇万人と目される雇用創出による山村振興を図ること。

また、三カ年実施を実効性のあるものとするため、補助率の引き上げ、融資内

後の在り方を検討すること。

二、国有林野事業の再建対策

1 森林の整備・充実対策

(1) 増伐と乱開発によって荒廃している森林の整備・充実が国有林野事業再建の基本であり、その地域にふさわしい技術体系を駆使し、立地条件にあつた森林をつくり、維持することを保証する要員・機構・財政制度を確立すること。

(2) 現在すすめている「改善計画」は、財政対策と共に森林資源の充実をはかることを優先し、必要とする間伐を五カ年で終了するなど、資源造成を実行できる予算・労働力確保を行うこと。

2 事業運営方法

(1) 国有林野事業の範囲を拡大し、その管理

する森林と森林空間を活用して、国民に奉仕し収益を上げられるよう規制の緩和を行うこと。

(2) 国民共有的資産である木材の販売は、

投機的な思惑買や特定企業の買占めを防ぎ、小口購入者の希望にもこたえる立場から丸太販売を原則とし、公正な公入札を基本とすること。

(3) 国有林野事業を行うには、林地の保全や森林育成を常に念頭におき、各事業間の関連性に配慮して一体的に行う必要が

(2) 林道網の整備

(2) 四〇年後の最終年次とする現行の「森

林資源に関する基本計画に基く林道網整備計画を国産材時代の到来する二〇年後を展望した計画に変更し、国の補助率を大幅に引き上げるとともに融資についても社会資本の充実の観点から無利子とすること。

(3) 林業労働力の確保と後継者養成対策

林業労働者は年々減少し、加えて五〇歳以上が六〇%を占めるなど年々高齢化し、後継者皆無の状況をこのまま放置することは、近い将来、森林・林業が労働力の面から立ちゆかなくなることを示している。国産材時代を展望し、雇用の近代化、賃金・労働条件の改善、安全作業の確立などについて、立法措置を含む抜本的施策を講ずるとともに、国の財政援助を行うこと。

(4) 林業経営を継続的に営めるよう、相続税については「農地に準じた扱い」「伐採時納入」など改善対策を検討すること。

(5) 国営災害保険と災害共済制度の一本化をはかること。

(6) 造林公社などの借入金の償還が自治体財政の圧迫になる事態を避けるため、今

ある。いやしくも国営企業において労働基準法をはじめ社会保険等労働者保護のための諸制度すら適用されていない請負事業体に、そして近い将来、全く展望のない民間林業労働力に依存することは、国有林経営を危うくする道である。このためには、現場を知り、熟練した技術と経験をもつ安定した直傭労働者による作業とすること。

(4) 丸太販売と直営直傭による事業運営を基本として、そのためには必要な要員確保・機構整備を図ること。

3 財政再建策

- (1) 公益的機能發揮のための費用について一般会計から特別会計に繰入れること。
(2) 長期借入金について、民有林に準じて償還期間・据置期間を延長するとともに、借入金利子についても三・五%とすること。この措置は既借入金についても適用すること。

三、外材対策

わが国は、その必要とする木材の六四%を外国に頼っているが、とりわけ絶滅が懸念されている南洋材は三七%（一二一四万立方メートル）に達している。南洋材の輸入調整を行ない、その伐採跡地の確実な更新のため、輸入業者から造林協力資金の拠出を求めるな

ど、政府が責任を持つた協力をすべきで、東南アジアに対し総理の政策である「誠実な外交」の一環として実現すること。

日本社会党

中央執行委員長 土井たか子

森林・林業再建対策委員会

委員長 山口鶴男
林業対策特別委員会
委員長 広瀬秀吉

農林水産大臣

佐藤隆殿

一九八七・一二・九

港湾労働法の改正に関する申し入れ

港湾労働法の改正に際し、特に左記の事項について措置するよう申し入れます。

記

一の登録制度を確立し、港湾労働における

就労の優先権を確立すること。

二、港湾労働法の改正に当たっては、六大港

以外の港への適用拡大を図ること。
三、財政措置として、ILLO港湾労働条件に基づき、利用者（荷主、船主）が、貨物トランジットを基礎とした基金を直接運営主体に拠出する制度を確立すること。

四、経過措置については、現行登録日雇港湾労働者の激変を緩和させるための十分な措



置並びに年金制度等の適用について考慮すること。

以上
労働大臣 中村太郎 殿

運輸大臣 石原慎太郎 殿

一九八七年一二月九日

日本社会党港湾対策特別委員会

委員長 安恒良一

◆資料

一九八七・一一・二七

政策の懸案事項に関する報告

政策の懸案事項に関するプロジェクト

政策の懸案事項に関する集中的な討議をおこなつた。

展する内外情勢に対応して積極的に政策を深め、具体化していくこと、第三に出来るだけ簡潔でわかりやすいものとするとともに、次期大会の運動方針起草作業にあわせて短期間に取りまとめを行うことを確認した。

中央執行委員会（一〇月二二日）の決定により、政策の若干の懸案事項に関して検討作業をおこなうため設置された「政策の懸案事項に関するプロジェクト」は四つのテーマ（日米安保条約・自衛隊・朝鮮半島・原子力発電）などを行ふものとすること、第二に大きく進

（1） 討議の経過

この検討作業をすすめるにあたって、まず取りまとめの基本方向として第一に各政策の基本方向（フレーム）の意志統一をめざすものであり、詳細な肉づけは今後各政策委員会の討議における共通の認識である。

(2) 討議の結果

（一）日米安保条約・自衛隊について

わが党は新宣言でのべているように、「反戦・平和と共存」を基本理念とし、基本政策目標として「平和・協調をもとにした国際体制と非同盟・中立・非武装の実現」をかかげ、この目標をめざして反核・軍縮を推進し東西間と南北間のかけ橋となつて新しい国際経済秩序の形成に貢献する日本をつくるために一直貫して努力してきた。平和憲法の理念を堅持するこのたたかいはわが党の誇りある歴史である。

しかし、歴代民主党政府は日米安保条約と軍備増強を基本政策としておしすすめ、とくに中曾根内閣五年間に防衛費のGDP1%枠の突破をはじめ、専守防衛の逸脱、非核三原則の空洞化など、政府自身の公約すらやぶつて軍拡を推進し、SDIへの参加を決定するなど、日米安保体制を強化し、より危険なものに変質させてきた。この政策路線にたいして中国や東南アジア諸国から批判と不安が高まっており、各地で深刻な基地被害がおき基地撤去・平和利用の要求が高まっている。この危険な方向をストップさせ、反核・平和・軍縮への道をすすめ、世界平和の象徴となる日本へむけてすすむことはわれわれの国際的責務であり、大きな国民的課題である。

同時に、いま世界の状況はその努力を積極的に展開すべき大きな転換のときにある。巨大な核戦力にたいする核兵器全廃・軍縮・平和の世界の声を背景に、INF全廃が具体化し、米ソ首脳会談が行われ、アジア・太平洋地域ではニュージーランド・オーストラリアの友党・労働党の反核・平和政策が進展し、ASEANでは非同盟・中立・非核地帯化の努力がすすめられ、韓国では民主化の大きな発展が進行している。中国の改革と解放、ソ連のペレストロイカ路線の進行も注目されている。いまなお各地にホット・スポットがあり、膨大な核兵器が存在しているにせよ、世界全体が大きく変わろうとしており、新しいデタント時代の扉を開くことのできる大切な転換にいまわれわれは立っている。このよう内外情勢の進展は、反核・平和・軍縮の前進のためのさらに積極的な活動を求めているのである。

このようなかで、われわれは日米安保条約を解消し、日米平和友好条約を実現する目標にむけて積極的な努力を展開する。日米安保体制が世界戦略にもついている位置づけからみて、その転換を現実のものとするために大きな努力が求められるが、われわれはそのためのプログラムを明確にし、安保解消・平和保障確立への政治条件を形成しつつ、確かな戦略をもつて具体的にこれに取り組んで

いく。すなわち、第一には米ソを含むグローバルなデタント—緊張緩和・核兵器廃絶をはじめとした軍縮の構造を発展させることである。平和憲法をもつ日本はそのために積極的にイニシアチブを發揮する使命を担つていただき、第二にはアジアにおけるすべての国が参加する平和保障機構の実現である。かつてのベトナム戦争や激しい中ソ対立、朝鮮半島の緊張などの時代では極めて困難な目標であったが、いまその必要性と可能性が拡大しつつある。ヨーロッパにおける全欧安保機構に対応する平和保障機構をつくることは現実の中期目標となつていて。

第三には平和友好条約をめざす日米間の理解と友好の交流の拡大である。われわれの目指す平和友好条約への転換には、現在軍事同盟関係にある両国で国民間の新しい連帯関係が不可欠である。同時にアジアに大きな対米軍事力をもつソ連に対しても同じ努力をすすめる。さらに第四にはこのような転換への国民的合意を形成することである。この点で特に軍縮政策や国民運動の大きな役割がある。以上の四つの具体策と同時に、経済・人事・文化などの交流・協力が重要であり、とくに経済交流・協力の発展は大きな意義をもつてゐる。経済における相互依存関係が拡大し、経済が急速に地球型に発展しつつある現在、進歩と共生のための東西・南北をふくむグロー

バル・ネゴシエーションをめざし、アジアなど地域ブロックにおける経済協力関係を発展させることが平和共存の基盤としての大きな意義をもつてゐる。世界経済に大きなポジションをもつ日本の役割はその意味でも重要さを加えているのである。このような努力をすすめることによつて日米安保条約を解消し、日米平和友好条約に転換させる。安保条約の解消は以上のような条件形成に努めながら外交交渉で行うことは言うまでもないが、条約第一〇条の規定による通告の権利を留保しつこの目標実現をめざしていく。

自衛隊解消へのプログラムについてもわれわれは日米安保条約解消の具体策と密接に関連して位置づけ、その具体的展開の政策を中心として主張してきた。すなわち自衛隊解消への条件として、政権の安定度・自衛隊の掌握度・平和中立外交の進展の度合・国民世論の支持の四つの条件を勘案しながらこれを漸減することとし、自衛隊解消・非武装中立の目標について、究極目標の段階・中間的見直しの段階・当面の処理の段階の三段階のプロセスを明らかにし、現実を直視しつつも憲法の目標と規定を現実のものとすることを主張してきたのである。

われわれが主張してきたこのようないくつかのうえに、いま必要なことは進展する内外情勢のなかでさらに積極的・具体的に政策

と運動を発展させていくことである。すなわち、まず第一に中曾根政治によつてすすめられた軍備増強路線をストップさせ、平和・軍縮に流れを変えることが緊急の課題である。防衛費のG.N.P.1%枠、非核三原則、専守防衛、武器輸出禁止など歴代自民党政が自ら公約してきた政策をやぶつてることを絶対に許さず、新しく進展しようとしているデタントの方向に日本の進路を変えるための活動を強化しなければならない。アジア非核武装地帯の実現も重要な課題である。第二にその成果のうえにアジア平和保障機構の具体的進展などとあわせて質・量の両面から計画的に自衛隊の縮小を計つていく。この段階の効果的な発展のなかで安保解消への進展がはかられていくであろう。そして第三に長期の目標として国際的には全面軍縮、軍事同盟の解消、国連の平和機能の強化、国内では中立宣言、自衛隊解消をめざした努力をすすめていく。

日米安保条約・自衛隊問題について、われわれは以上のような基本方向にたつて大きく進展しつつある今日の国際情勢のなかでの活動を積極的に推進する。

アジア・世界の平和のためにも極めて重要な立場から緊張緩和のためにあらゆる努力をつくしてきた。すなわち、かつてのわが国の植民地支配の反省をふまえながら、朝鮮の自主的平和統一を支持してそのための国際環境づくりに努め、南北分断の固定化を許さず一つの朝鮮の実現をめざす立場で、どの党も果たしえない貴重なパイプとしてわが党と朝鮮労働党との友好関係をすすめ、韓国の民主化を求める諸勢力との連帯に努力し、在日朝鮮人の民族権利を守る活動、金大中氏ら致事件糾明の活動など真剣に取り組み、自民党政の朝鮮敵視政策を転換させるために努力してきた。このようなわが党の活動は高く評価されるものと考える。

朝鮮問題が複雑で困難な問題となつている原因は、一九六五年の日韓基本条約第三条の「大韓民国は朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」という韓国との間の取り決めにある。これがアメリカ軍の韓国駐留・米韓軍事同盟につながり、朝鮮半島北半分を朝鮮民主主義人民共和国が支配している事実を黙殺し、これを敵視してきた。朝鮮戦争の結果、三八度線に軍事境界ラインが敷かれ、停戦協定が締結されたまま平和協定も結ばれていない。そして今日でも朝鮮民主主義人民共和国は日本が国交をもたない唯一の空白地域となつてゐる。

(二) 朝鮮問題について

わが党は朝鮮半島の平和が、朝鮮民族にとって最も重要なことであると同時にわが国と

いま韓国では民主化の大きな動きが進展している。国民の強い民主化要求のたたかいによつて從来のような権力的・軍事的支配は不可能となり、与野党一致の憲法が圧倒的な国民の支持によつて成立し、各種法令が改正され、新憲法によるはじめての大統領選挙が行われている。この民主化の努力と南北合意にもとづくオリンピックの成功とは不可分の関係にある。われわれはこのような事態の進展を歓迎の気持をこめながら注目するとともに、新しい対応を開始する。

今後のわが党の朝鮮政策の基本が、朝鮮半島の平和と緊張緩和・自主的平和統一を支持し国際環境づくりに努力し、南北分断の固定化を許さず一つの朝鮮をめざすものであることはいうまでもない。この立場から朝鮮労働党との友好関係の推進、日朝友好と交流の強化、在日朝鮮人・韓国人の権利擁護などのための活動をさらに発展させる。同時に、このような党の朝鮮政策の基本にたつて韓国との交流を行う。社会党が韓国を国として認めていない、というのは間違いである。朝鮮半島南半分を支配している国家としての大韓民国の存在について、国内ではもちろん党の訪朝にあたつても明確に表現している。現在韓国において新憲法にもとづく大統領選挙が行われているが、その時点からわが党が韓国との交流をすすめるのは当然のことである。この

ような姿勢でひきつづき民主勢力との交流を強めつつ、土井委員長の訪韓も実現し成功させたい。

(三) 原子力発電と長期エネルギー政策について

現在わが国では年間エネルギーの九〇%以上を輸入で賄つており、原発によつて全電力の二六・三%が供給され、三五基の原子力発電所が稼働している。わが国の原子力発電は第一次石油危機を契機に脱石油政策とも関連して急速に推進されてきたが、二一世紀へむけて政府が新たにきめた原子力開発利用長期計画では、原子力を基軸エネルギーとして確立することを基本目標にしており、将来の原子力発電のシェアを二〇〇〇年に四〇%とすることを目標にしている。

エネルギーの安定確保・供給は産業にとって、また国民生活において重要なことはいうまでもない。しかし、政府の長期エネルギー見通しが繰り返し下方修正されてきたことにも見られるように、エネルギーの長期需給構造は大きく変わろうとしている。すなわち、産業構造の変化によつて電力多消費型産業から省資源・知識集約型・省エネ型産業への転換がすすみ、また量的確保だけでなく安全性、経済性を重視すること、ソフトエネルギーなど新エネルギーの開発や超伝導物質の

実用化など新しい時代のエネルギー開発を積極的にすすめることが求められている。今後中長期的にエネルギー新時代が指向されるのである。

さらに世界的な新しい動向として、ソ連のチエルノブイリ原発の大事故を契機に原発依存からの脱却が大きな社会目標となり、スエーデンで二〇一〇年に原発全廃を宣言したことにみられるように一部の国を除いては脱原発がエネルギー政策における重点政策目標となつてている。原発はこのような事故の危険性と同時に放射性廃棄物の安全・有効な処理方法が未だ開発されていない。またわが国では「自主・民主・公開」の三原則が充分守られておらず、原発の経済効率をあげるために火力発電が低稼働状態という問題もあり、各地で不安と反対の住民運動が展開されている。このような状況のもとで、われわれは原子力発電の新規建設および放射性廃棄物施設などの新設はみとめず、出来るだけ早く原子力発電に依存しない新しいエネルギー構造を実現する努力する。

われわれは次代の新エネルギー開発に政府・民間が協力して大きく取り組み、日本が国際的な二一世紀の新エネルギー開発の先進国となるよう積極的に努力する。コ・ジェネレーションの普及、燃料電池、超伝導、ソフトエネルギーなどの研究・開発がいま積極的

米ソ中距離核戦力（INF）全廃条約の調印について

日本社会党 山口鶴男書記長（談話）

にすすめられているが、新エネルギー開発の産業分野は大きな社会的責任を担うものである。このような努力をすすめながら、原発への代替措置をととのえるまで必要な一定期間におけるやむを得ない稼働については安全性を徹底的に重視するよう対処することは言うまでもない。いま最も重要なことは新しいエネルギー構造を開発するための積極的な努力であり、日本はその面で世界のトップ・ランナーとなるよう大きく取り組まなければならない。

以上が政策の懸案事項に関するプロジェクトの討議の経過と結果である。経過のなかでも確認したように、今日の内外情勢と党の課題からみても政策能力を高めることはますます重要になっており、とくに重要な政策課題についてはこの基本方向にもとづきさらに各政策委員会において肉づけして豊かなものにしていく必要があると考える。またこのような党自身の政策を深めながら野党連合の政策協議に取り組み、大きな結集をはかる指導力をもつよう中央執行委員会の指導を期待するものである。

一、本日、米ソ両国間で「中距離核戦力（INF）全廃条約」が調印された。我が党は、この軍縮条約の調印を心から歓迎するとともに、条約調印を実現した米ソ両国の努力を高く評価する。米ソ両国が、この成果を核廃絶に向かう歴史的な一步とし、今後核軍縮を大きく推進するよう強く要求したい。同時に、これを機会に米ソ両国の関係が相互不信と対立の関係ではなく、相互信頼とデタント（緊張緩和）による軍縮と平和への共存関係に向かうことを希望する。

一、それにも拘らず今回の条約にもとづいて廃棄される核兵器は世界に存在する核兵器の四〇五〇%にすぎないといわれている。米ソ両国は、調印された「INF条約」を両国の議会で速やかに必ず批准しなければならない。さらに我が党は米ソ両国が、INF合意を踏まえて核廃絶を目指して、両国首脳が既に潜在的に合意している戦略核兵器の五〇%削減の条約を次の首脳会談で実

現するよう強く希望する。そして、こうした核軍縮の動きのなかで、英仏中等すべての核保有国が参加する軍縮会議を開催し、すべての核兵器を地球上から一掃するための一層の努力を払うこと要求する。

一、とくにアジア・太平洋地域においては、「INF条約」が締結されたとしても、原潜「トマホーク」、F16などの海洋および空中発射の核ミサイルは依然残されており、基本的にこの地域での米ソの核対立の構図は何ら変わっていない。米ソ両国は、アジア・太平洋地域に依存している核兵器を一日も早く廃棄するよう積極的に努力すべきである。

一、また、大陸間弾頭ミサイル（ICBM）を迎撃する兵器を制限した「ABM条約」を厳守し、同条約第五条に従って、SDI（戦略防衛構想）の「開発、実験、配備」の計画を直ちに中止し、宇宙の軍事化を止めつかく生まれた軍縮の動きを再び軍拡に

逆転しないよう強く要求する。

一九八七・一二・一一

一、日本政府は核軍縮を米ソ両国にまかせる
ような傍観的な態度を改め、軍拡から軍縮
に向かう世界の流れに従つて、平和憲法を
持つ世界最初の被爆国として非核三原則を

厳守し、核積載艦の日本寄港の禁止、F-16
戦闘機の三沢配備禁止、SDIへの技術協
力の中止など軍縮促進のための具体的措置

を直ちに実施すべきである。我が党は国会
においてこうした軍縮措置の実施を日本政
府に強く求め、軍縮へ向かう日本の姿勢を
国内外に明らかにすることを要求する。

一、今日の歴史的な「INF条約」調印実現
には、軍縮と国際平和を強く求める世界の
反核・軍縮運動の大きな力が背景にある。

我が党は、核軍縮の一層の推進と通常兵器
と生物・化学兵器等の縮小・廃棄のために
今後さらに反核軍縮運動を強化する方針で
ある。

以上

米ソ首脳会談の終わりに当つて

日本社会党書記長

山口鶴男

一、本日ワシントンでの四日間にわたる米ソ
首脳会談が終わった。

米ソ首脳会談は、INF全廃条約の調印
によつて軍縮に向かつて歴史的な第一歩を
踏み出しが、世界が注目していた戦略核
五〇%削減について具体的な進展をみると
ことができなかつたことは遺憾である。

われわれは、米ソ首脳が今回の会談を生
かして誠実にINF全廃条約を履行すると
ともに、さらに引き続いて戦略核五〇%削
減への努力を払い、合意をみた来年前半の
モスクワでの首脳会談で、ぜひとも実現す
るよう強く要求する。

一、今度の会談のなかで、SDIなどの諸懸
案についての交渉では見るべき成果はみら
れなかつたものの、国際情勢に大きな影響
力を持つ米ソ超大国の首脳が、生物・化学
兵器の禁止、通常戦力の削減、地域紛争の
解決、人権問題等々世界が当面している広
汎な諸問題について真剣な話し合いを行なつ
たことは、相互の理解と両国関係の信頼醸
成を促進したものとしてその意義は極めて
大きい。

米ソ首脳はこの会談をぜひとも「軍縮へ
の歴史的な第一歩」、新しい「デタント」と
平和共存への「歴史的な幕開け」とするこ
とを強く望みたい。

一、戦略核削減交渉のなかで、われわれは米
ソ首脳に対して特に、アジア・太平洋にお
ける核対立の現状に真剣な注意を払うよう
もとめたい。

SLCM、SLBMなどを中心とする海
洋核兵器の除去なくして、この地域におい
て真の核軍縮を確立できないことはあまり
にも明らかである。米ソの戦略核削減交渉
のなかで、その廃棄を一日も早く実現する
よう要求したい。

一、自民党政府は、今まで、アメリカの核戦
略に一方的に追随して、軍備増強を推し進
め、一〇〇〇海里の防衛分担、四海峡の封

鎖、非核三原則の空洞化など、一貫してアジアにおける米軍の肩代わりと、自民党政府でさえ憲法違反と認めてる日米安保条約の集団自衛権体制への変質と強化の政策を推し進めてきた。

米ソ首脳会談を契機として、世界が「軍拡から軍縮」へ、東西対立からデタントへ向かう転換点にたっているとき、このような自民党政府の軍事大國化路線は抜本的に転換されなければならない。ましてや軍事費を突出させる根拠は存在しない。

今こそ日本政府は、広島、長崎の原点にたって、非核三原則を厳守し、アジア・太平洋の非核地帯の設置をはじめ、核兵器の全面完全禁止を目指して、被爆国として自らに課せられた責任と役割を果たすべきである。そのことをわれわれは、核廃絶と恒久的平和を願う日本国民の声を代表して、強く自民党政府に要求する。

日本社会党は決意を新たにして、軍事費の削減、非核三原則の厳守、非核自治宣言の拡大、アジア・太平洋非核地帯の設置など反核軍縮の運動を積極的に展開していく。

青函連絡船の今後の活用方法について

日本社会党青函トンネル対策特別委員会

1 青函連絡航路は、トンネル使用開始後も全廃するのではなく、交通体系の重要な一環として当分の間存続させる。

2 連絡船の存続と併せ、現有船舶および諸施設の一部を活用して新事業を行なう事業体を発足させることとし、JR北海道は、一部船舶および連絡諸施設を新事業体に委譲する。

3 新事業体は、JR北海道および既存事業者を中心に、北海道、青森県、函館市、青森市および北海道経済界等が共同出資する

第三セクターとし、以下の事業を行なうこととする。

- (1) 主として、旅客を運送する旅客定期(旅客フェリー等)および旅客不定期航路事業(国内および国際クルージング船等)などの船舶運航事業を中心とした海上運送事業

内航海運業

- (3) (1)(2)に付帯する事業



一九八七・一二・一一

青函連絡船の今後の活用方法についての 申し入れ

青函連絡船の今後の活用は、わが国の交通体系の整備や当該地域の経済・文化の発展にとって重要な意味を持つものであり、左記のとおり積極的な施策を講すべきである。

記

右、強く申し入れる。

一九八七年一二月一日

(一) (二) 及び(二)に付帯する事業
業 (国内および国際クルージング船等)
などの船舶運航事業を中心とした海上運送事業
内航海運業

以上

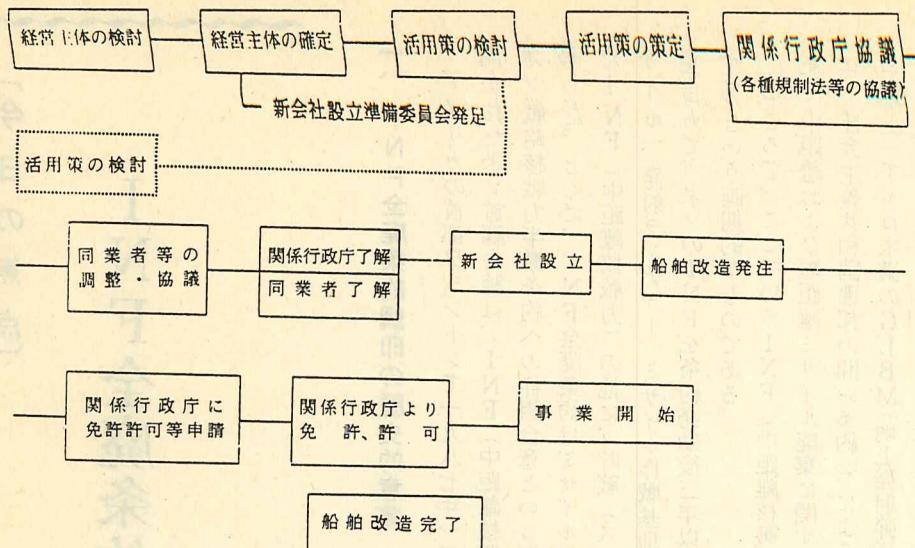
日本社会党青函トンネル対策特別委員会
委員長 小林恒人

運輸大臣
石原慎太郎 殿

山吉

人

青函連絡船の活用の方途についての手順



- 一、青函連絡船は、トンネル使用開始後も全廃滅のではなく、交通体系の重要な一翼として当分の間存続させる。
- 二、連絡船の存続とあわせ、現有船舶及び諸施設の一部を活用して新事業を行なう事業体を発足させることとし、JR北海道は、一部船舶及び関連諸施設を新事業体に委譲する。
- 三、新事業体は、JR北海道、及び既存事業者中心に、北海道、青森県、函館市、青森市及び北海道経済界が共同出資する第三セクターとして新設することとし以下の事業を行なうこととする。

- (一) 主として、旅客を運送する旅客定期(旅客フェリー等) および旅客不定期航路事

〔今日の焦点〕

INF全廃条約調印と戦略核廃絶への展望

丸山浩行

一、INF全廃条約調印の歴史的意義

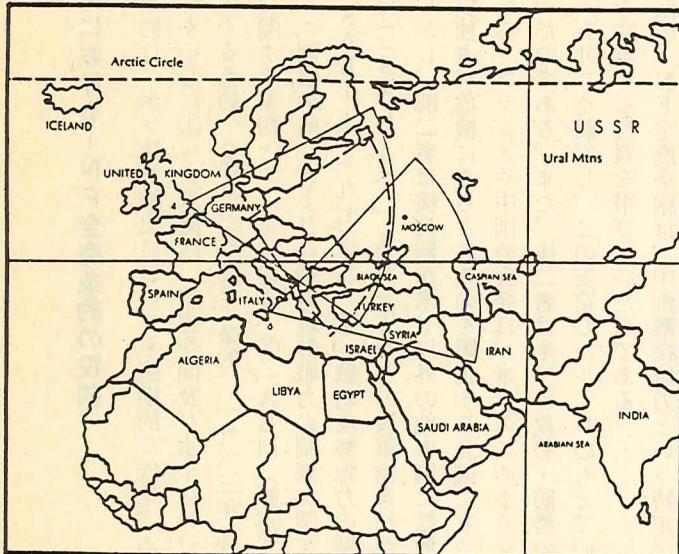
アメリカの首都ワシントンで一九八七年一二月七〇日にかけて開かれた米ソ首脳会談は、INF（中距離核戦力）全廃条約の調印や米ソ戦略核戦力半減条約への枠組合意という歴史的成果をおさめて閉幕した。とくに、INF全廃条約はミサイル作戦基地に実戦配備されたINF（中距離核戦力）の他に、貯蔵（ストック）分の「非配備ミサイル」、発射ランチャー、ミサイル作戦基地、ミサイル支援施設などを含めて、米ソのINFを条約発効後三年以内に根こそぎ廃棄処分にするという画期的なものである。

ところで、ここでいうINF（中距離核戦力）とは、INF全廃条約（中距離および短距離ミサイル廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約）によると、「射程距離五〇〇キロ以上一千キロ未満のGLBM（地上発射弾道ミサイル）、GLEM（地上発射巡航ミサイル）からなる短距離ミサイル」と「一千キロ以上五千〇〇キロ未満の中距離ミサイル」を指している。これに概当するINFは、短距離ミサイルがアメリカ側の「パーシングIa」、ソ連の

側のSS-12」（ソ連名称OTR-22）と「SS-13」（OTR-23）であり、また中距離ミサイルはアメリカ側の「パーシングII」、「B-GM109G」とソ連側の「SS-20」（ソ連名称RSD-10）、「SS-14」（R-12）、「SS-15」（R-14）とある。これらの米ソINFの総数はアメリカ八五九基（内ストック用の非配備分四三〇基）、ソ連一七五二基（内非配備分八九五基）の計四二〇〇基になると見られている。さらに、「パーシングI-b」や「SSC-X-4」（地上発射巡航ミサイル）など米ソの開発中のミサイルまで廃棄処分の対象となつてきている。

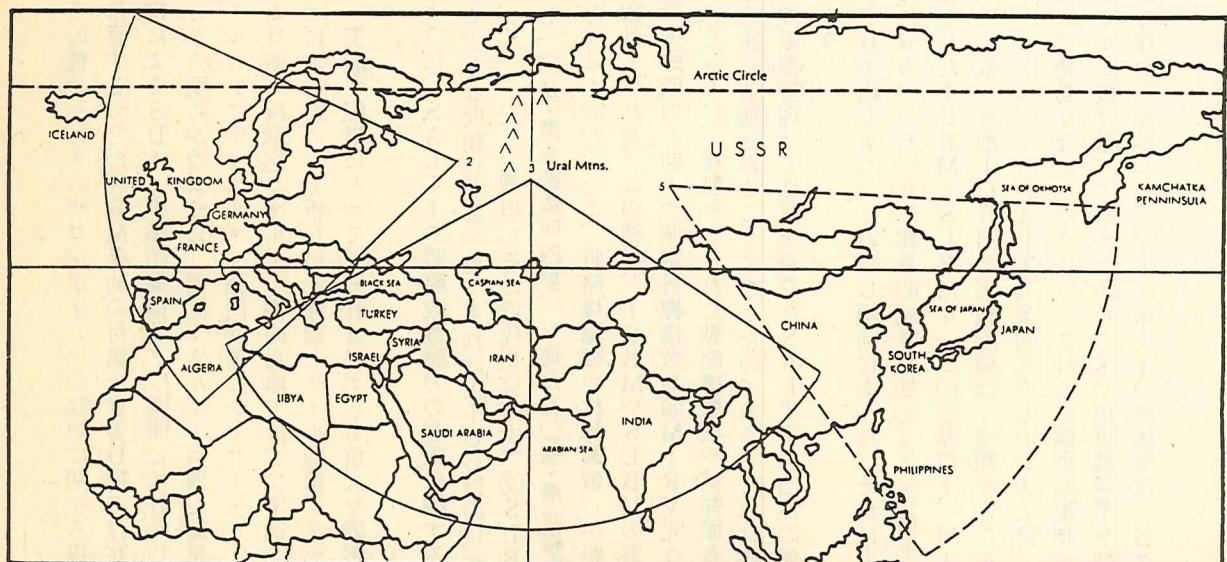
さて、今回米ソの最高首脳によって調印されたINF全廃条約は、予定通り早期に批准されて効力を発生することが期待されるが、この批准書交換の日から三年以内に、米ソINF（中距離核戦力）の扇形の射程内にある地域（図-1、2参照）の人々は少なくともINFによる核の悪夢からは解放されることになるわけである。それは西ドイツのシュバービッシュ・ネッカースウルム、ノイウルムの三基地からする射程一八〇〇キロの「パーシングII」や、イギリスのグリーンナム、モーレスワース、イタリアのコミニ、西ドイツのヴーエシャイム、ベ

図-1 米中距離核の配備



ルギーのフローレンス、オランダのヴォーエンスドレヒトの六基地からの射程二五〇〇キロの「地上発射巡航ミサイル」(BGM 109G)による核の悪夢からの解放である。それはまた、ソ連ウラル以西(イエドローヴォ、ユーリヤなど)、ウラル(ヴエルクーナヤ)、ウラル以東(オムスク、ノヴォシビルスク、ドロヴェナヤなど)の三地域に配備された「SS-20」(RSD-10)の射程五〇〇〇キロの覆域内にある西ヨーロッパ、中東、アジアにおける核の悪夢からの解放である。これらの中距離ミサイルやそれ以外の短距離ミサイルを三年以内に嚴重な現地検査のもとで全廃することを確約した今回の「INF全廃条約」は、文字通り歴史的意義を帯びた画期的核軍縮措置だといわなければならない。

図-2 ソ連SS-20の配備



二、核軍縮史におけるINF全廃条約の役割

INF全廃条約は、米ソ核軍縮史においても画期的な成果である。

これまで、米ソを中心に①「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」（部分核実験禁止条約、一九六三年）②「核兵器の不拡散に関する条約」（一九六八年）、③「ABM（弾道ミサイル迎撃システム）制限条約」および「戦略攻勢戦力の制限に関する米ソ暫定協定」（SALT I、一九七二年）、④「戦略攻勢戦力の制限に関する米ソ条約」（SALT II、一九七七年）などの核軍縮条約が調印されている。しかし、前二者は核兵器が米ソ以外の他の国に拡散・波及し、米ソの核独占が危機にさらされるのを阻止する企図に立つものであった。だから、フランスや中国の反発は、米ソのこののような企図への抵抗であったのである。また、後二者は米ソの攻勢・防勢の戦略核戦力に上限（天井）を設定し、この安定したルールのもとでの質的な核軍縮競争を許容する性質を帯びていたのである。

ところが今回のINF全廃条約は、中距離核戦力という特定グループの核戦力に限定されたものではあるが、実戦配備された核戦力の全廃を約束し、それを戦略核戦力の半減・廃絶へと連結する展望に立つものである。米ソの核独占の固定化の企図を秘めた「部分核停戦約」や「核拡散防止条約」はともかくとしても、SALT I、II条約がそれぞれその内部に一層の核軍拡競争を刺激する要因を抱えていたのは否めない事実であった。

たとえば、ABM条約がその具体例である。この条約はABM（ミサイル迎撃システム）の禁止や廃棄を約束したものではなく、むしろ「ABM一〇〇基」配備のミサイル作戦基地を当初「二カ所」に、後に「一カ所」に制限するものであった。しかも、「当事国は、ABM迎撃ミサイル、ランチャード、レーダーを構成するそのコンポネンツを含めて、他の物理的原則によるABMシステムが将来可能となつた場

合には、その種のシステムやコンポネンツの制限に関する協議を行なうことに合意する」とのABM条約の付属合意書D項の存在が、レーガン米政権によるSDI（戦略防衛構想）の展開に恰好の口実を与えており、ことから明らかのように、運動エネルギー兵器（衛星搭載ミサイル、レールガン）やエネルギー指向兵器（レーザー・ビーム兵器、粒子ビーム兵器、核励起エネルギー指向兵器）など文字通り「他の物理的原則」によるまったく新しい「弾道ミサイル迎撃システム」の研究・開発・実験・配備にとつて、それは必ずしも重大な障害ではないのである。

おなじように、SALT I（戦略攻撃戦力の制限に関する米ソ暫定協定）にも大きな問題点があった。それは①ICBMの現状凍結（米一〇五四・ソ連一六一八基、但しその近代化は自由）、②SLBMの上限設定（米七一〇基・潜水艦数四四隻、ソ連九五〇基・潜水艦数六二隻）を主内容とするものだったが、戦略爆撃機や核弾頭数、中距離核などは規制対象外とされた。この結果、ICBMやSLBMの質的近代化（命中精度・弾頭威力の向上や個別目標複数弾頭MIRV化など）が野放しにされたほかに、規制外とされた戦略爆撃機や核弾頭数、中距離核などは急速に増強されることになったのである。これは核軍縮といふより「核軍備管理」の性質を帯びたSALT Iの当然の帰結であるともいえよう。

SALT II条約もまつたくおなじ傾向にあった。それは米ソの戦略攻撃戦力に双方二二五〇基の総量的規制を加え、これに個別的規制（ICBM八二〇基、新型ICBMの実験配備は一種類のみ）を被せたものである。しかし、このSALT II条約そのものが米上院による批准拒否によって発効しなかつたうえに、これらの個別的規制が実際にはループホール（抜け道）であつたから、米ソ核軍拡競争を抑制する力は当初から存在しなかつた。ループホールの具体例は、各々一種類に

限定了されたはずの新型ICBM規制がまったく無力であった点をあげることができる。というのは、このSALT II条約第四条9項（一種類の軽ICBMの許容条件）に関する付属合意議定書や了解事項による

れ一〇二七発（アメリカ）、三二八発（ソ連）と増大している。

と、新しく開発されるICBMの長さ、最大直径、発射重量（発射時のミサイル総重量）、投射重量（スロー・ウエイトとも呼ばれ、ミサイル頭部の個別目標複数弾頭や誘導制御装置を積載したバス部分の重量）が現存ICBMの5%を超過すると、それを新型ICBMと認定するのである。したがって、アメリカのBXミサイルは新型ミサイルだが、ミジエットマン小型ICBMは、現存するミニットマンICBMの改良型に過ぎないことになり、SALT II条約の規制外におけることになる。同様に、ソ連の個別目標複数弾頭一〇発を積載するSS-24は新型ミサイルだが、SS-25ミサイルは現存のSS-11ミサイルの改良型に過ぎないこととなる。現存ミサイルの長さ、最大直径、発射重量、投射重量の5%以内の寸法におさまれば、性能的にはまったく新基軸の画期的新型ミサイルも、全て現存ミサイルの改良型に認定されるのである。

ところが、今回米ソの最高首脳によつて調印されたINF全廃条約には、このようなループホール（抜け道）が存在しない。それは現存する実戦配備のミサイル、その備蓄用（次発装填のバック・アップ用）のミサイル、訓練用、開発・実験用のミサイルを全て三年以内に厳重な査察のもとに廃棄することを明記している。このようなINF全廃条約の登場は、米ソの核軍縮史上に画期的な事態であり、それは抜け道だらけの軍備管理条約に痛撃をあたえる存在なのである。

三、米ソ戦略核兵器半減・全廃への展望

イギリスの「戦略問題国際研究所」（I I S S）が今年秋に発表した『ミリタリー・バランス一九八七—一九八八』によると、米ソの戦略核弾頭総数（表-1参照）は、一九八六—一九八七年と比較してそれぞ

表-1 米ソの核バランス

| アメリカ | | | ソ連 | | |
|---------------|-----------|-------------|----------|-----------|-------------|
| システム | 配備数 | 弾頭数 | システム | 配備数 | 弾頭数 |
| | /ランチャー | | | /ランチャー | |
| (a) ICBM | | | (a) ICBM | | |
| Minuteman II | 450 | 1 | SS-11 | 440(-8) | 1 |
| Minuteman III | 527(-23) | 3 | SS-13 | 60 | 1 |
| Titan | 0(-10) | 1 | SS-17 | 150 | 4 |
| MX | 23(+23) | 10 | SS-18 | 308 | 10 |
| | | | SS-19 | 360 | 6 |
| | | | SS-25 | 100(+28) | 1 |
| 小計(ICBM) | 1000(-10) | 2261(+151) | 小計(ICBM) | 1418(+20) | 6440(+20) |
| (b) SLBM | | | (b) SLBM | | |
| Poseidon C-3 | 256 | 14 | SS-N-6 | 272(-32) | 1 |
| Trident C-4 | 384 | 8 | SS-N-8 | 292 | 1 |
| | | | SS-N-17 | 12 | 1 |
| | | | SS-N-18 | 224 | 7 |
| | | | SS-N-20 | 80 | 9 |
| | | | SS-N-23 | 48(+16) | 10 |
| 小計(SLBM) | 640 | 6656 | 小計(SLBM) | 928(-16) | 3344(+128) |
| 小計(a+b) | 1640(-10) | 8917(+151) | 小計(SLBM) | 2346(+4) | 9784(+148) |
| 爆撃機 | | | 爆撃機 | | |
| B52G/H | 119(-2)12 | 1428(-24) | Bear H | 50(+10) | 20 |
| B52G/H(ALCM) | 144(+24) | 20 | Bear | 100 | 2 |
| B-1 | 54(+35) | 12 | Bison | 15(-5) | 4 |
| 小計(爆撃機) | 317(+57) | 4956(+876) | 小計(爆撃機) | 165(+5) | 1260(+180) |
| 米总计 | 1957(-47) | 13873(1027) | 米总计 | 2511(+9) | 11044(+328) |

（出所）IISS『ミリタリー・バランス』1986-87、1987-88年版より作成。

た。ついでベアH型戦略爆撃機の増配が二〇〇発の核弾頭の増加を招いたのである。しかし、ここで注意しなければならないのは、ここに示された核弾頭数は極めて過少評価された数字である。イギリスの「国際問題戦略研究所」(I I S S)の算定はあくまでも実戦配備された核兵器に装着された弾頭数に限定されている。I N Fのケースから明らかなように、ミサイル発射後のランチャ一(サイロ)などに次発装填するためのバック・アップ(予備)用のミサイルやその核弾頭数はかなり多数にのぼる。とくに、アメリカの大量核攻撃のシナリオに対抗して長期核戦争のシナリオを想定するソ連サイドに、バック・アップ(非配備)用核弾頭を多数備蓄する傾向が強いのである。その戦略核弾頭の実数はやく二万発を越えるものと見られている。

しかも、弾頭総数の増加よりも米ソそれぞれの戦略核兵器の質的増強(高性能化)の勢いのほうがダイナミックに進展している。MXミサイルやSS-25ミサイルの増加傾向、SS-N-23ミサイルやそれぞれの空中発射巡航ミサイルの増加がその一端を見せていて。この意味で、戦略核兵器の半減(ディープ・カット)や全廃への米ソの努力が強く要求されなければならないのである。幸いなことに、I N F全廃条約の調印が米ソ戦略核兵器の半減・全廃交渉に大きなハズミとなることである。その展望がいまようやく開かれようとしている。世界中の注目するところで、米ソサミットがこの分野における画期的成果をもたらすことを期待したいものである。

四、短・中距離核の「全廃」への一層の努力

今回のI N F全廃条約は確かに画期的な成果である。しかし、その限界にも着目しないわけにはゆかない。なぜならば、今回のI N F全廃条約によってカバーされるのは、あくまでも米ソの地上発射のI N F(中距離核戦力)に過ぎないからである。しかも、地上発射の短距離核兵器(射程五〇〇キロ未満)も対象外である。これには、アメリ

カ側のランス・ミサイル(射程一一〇キロ)、一二〇ミリ・一五五ミリ長距離砲や、ソ連側のSS-21(射程七〇キロ)、SS-1(射程三〇〇キロ)、一二四〇ミリ・一五二ミリ長距離砲などがある。また、空中・海洋発射の短・中距離核戦力となると、それはまさに近代化・高性能化の最中にがあるのである。アメリカ側ではE-爆撃機やF-16戦闘爆撃機に象徴される空中発射核システムがあり、ソ連側にはバックファイア爆撃機(ツポレフ26M)やスホイ24戦闘爆撃機がある。さらに、海洋発射システムにはボラリス・ポセイドンSLBMや海洋発射巡航ミサイル(アメリカ側)と、SS-N-12、SS-N-19SLBMや新型海洋巡航ミサイル(ソ連側)がある。これらの空中・海洋発射の短・中距離核戦力は、I N F全廃条約によつて廃棄される地上発射のI N Fにかわる「代替兵器」としてより精力的に近代化・高性能化や量的増強に取り組まれる危険性さえある。だから、I N F全廃条約の適用範囲を拡大して、これらの新兵器の廃棄を要求する課題が目前に迫っているのである。

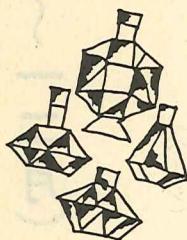
ところで、この切迫した課題を達成するうえでもっとも重要な政策手段が、アジア・太平洋、インド洋、北欧(ノルディック)、中欧などの各地域に構想される「非核武装地帯」を実現することである。しかし、この「非核武装地帯構想」は非核地帯の国家群と核保有諸国との共同作業(表-2参照)があつて始めて日程にのぼるものである。とくに、米ソの空中・陸上・海洋発射核兵器が密集配備されている「アジア・太平洋地域」や「中欧・北欧地域」においては、これは不可欠の要件である。

たとえば、およそ六〇〇〇発の米ソの核戦力が密集配備されている「アジア・太平洋地域」において、非核保有国の側の責務である①核兵器の研究・開発・製造・実験・生産の禁止、②核兵器および核兵器の管理権の取得禁止、③核兵器の受領・貯蔵・設置・配備・形態のいかんを問わない所有・領域通過・一時寄港の禁止、④非核武装地帯の境

界確定、国際的検証・管理規定を含む条約の締結、と米ソ核保有国の責務である①核兵器取得の援助・奨励・勧誘の禁止、②核兵器またはその管理権の移譲禁止、③核の使用および使用的威嚇の禁止（消極的保証）およびその裏付けである「非核武装地帯に隣接した地域の核兵器の撤去・核保有領土への非核武装地帯協定の適用」、④核使用および核兵器使用の威嚇を行なう国への制裁その他の「積極的法証」の二つの要件を満たすことが、その不可欠の前提条件である。被爆国日本は、このような非核地帯の国家群と核保有国との共同作業の積極的提唱者とならなければならぬ。

（党政策審議会書記）

表-2 非武装地帯の構成要件



日本一讀書

| 核政策 | 核兵器への関与 | 非核地帯国 | 核保有国 |
|-------|--|-----------------------|-------------------|
| 法的手続 | 核兵器の受領・貯蔵・設置・配備・形態のいかんを問わない所有・領海通過・一時寄港の禁止 | 核兵器の研究・開発・製造・実験・生産の禁止 | 援助・奨励・勧誘の禁止 |
| 保証の態様 | 地帯の境界の画定、国際的検証・管理規定を含む条約の締結、国連総会での承認 | 核兵器の移譲及び核兵器の管理の禁止 | 核兵器またはその管理権の移譲の禁止 |

一九八七年（一月～二月）総目次一覧表

▼一月（244号）

（ページ）

「巻頭言」 温井 寛 1

特集

I 一九八七年度予算編成についての申し入れ

（總理大臣及び各省庁）

- 内需拡大・円高不況克服、生活の質向上の積極的予算編成を
 - 義務教育費国庫負担制度についての申し入れ
 - II 税制改革について
 - 税制改革についての方針
 - 非課税貯蓄制度存続の申し入れ
 - 与野党政調・政審会長会談最終合意メモ
 - 資料
 - 国鉄関連資料
 - *日本国有鉄道改革法案等八法律案に対する附帯決議
 - *参議院、国鉄確認答弁
 - *政府提出「日本国有鉄道改革関連八法案」成立に当たつて
 - 三原山噴火災害についての緊急申し入れ
- | | | |
|-------|-------|-------------------|
| 36 35 | 33 31 | 30 30 25 25 24 23 |
|-------|-------|-------------------|

▼二月（245号）

（ページ）

- 第八次石炭政策について
- 大館・小坂における不況対策について
- たばこの日米政府間協議の結論等に関する申し入れ
- 参議院地方行政委員会、地方公付税法等改正案、反対討論

39 38 37 36

資料

I 予算関連資料

- 党首会談に当たつての提案
 - 一九八七（昭和62）年度予算編成に関する申し入れ
 - 一九八七（昭和62）年度政府予算案について（談話）
 - 昭和六二年度予算大蔵原案について（談話）
 - 防衛費の対G N P比一%枠突破に関する委員長声明
 - 昭和六二年度予算・税制、財政投融資に対する申し入れ書
 - 一九八七年度（昭和六二年度）文教関係予算編成についての申し入れ
 - 一九八七年度（昭和六二年度）科学技術予算に関する申し入れ
- | | | | |
|----|----|----|-------------|
| 14 | 12 | 12 | 11 10 9 5 2 |
|----|----|----|-------------|

II 税制改正について

○自民党の税制改革の基本方針に対する談話

○自民党の「昭和六二年度税制改正大綱」について

(談話)

○四野党政審会長会議での税制改革についての確認事項

○経済政策転換のための六つの提案

○地価急騰対策のための八つの提案

○社会・公明書記長会談 合意事項

○社会・公明党首会談 合意事項

○中央労働基準審議会の建議について (談話)

○鉄鋼産業に対する申し入れ

○豪雪・雪害対策についての申し入れ

○わが国経済の社会的成長と完全雇用のために

○雇用の安定に関する決議 (衆議院・参議院)

参考資料

○老人保健法改正案の審議経過

○国鉄改革関連法案の審議内容

資料

- 円相場急騰対策に関する申し入れ
○自民党の「税制改革のQ&A」に対する一〇の緊急反論

II 税制改正について

○「売上税」を批判する

（各論）一九八七年度各省予算の問題点

○防衛関係予算

○社会保障関係予算

○労働関係予算

○文教関係予算

○通商産業関係予算

○建設・国土関係予算

○運輸関係予算

○郵政関係予算

○科学技術関係予算

○環境保全関係予算

○経済協力関係予算

▼三月（246号）

〔巻頭言〕.....伊藤茂

特集

I 一九八七年度政府予算案の分析と批判

（総論）

- 一九八七年度予算案の性格と問題点
一九八七年度地方財政対策の基礎問題

10 2 1 39 33 31 29 28 27 26 26 25 22 18 17 16 15

▼四月（247号）

〔巻頭言〕.....河上民雄

特集I 売上税について

- 1 売上税法案の基本的問題点（解説）
2 売上税法案における政省令委任の問題点

12 2 1 71 67 64 62 60 58 56 54 51 48 46 43 38 32 26

3 政省令等委任条項の問題

参考資料

- 売上税法案

第一章 総則

- 第二章 課税標準及び税率

- 第三章 税額要等

- 第四章 税額控除等

- 第五章 申告及び納付等

- 第六章 雜則

- 第七章 罰則

附則

- 売上税法案に規定された主要な政省令事項について

資料

- 自民党・中曾根総理の批判に答える

- 国鉄問題について

- 国鉄雇用問題における国労組織問題についての党の見解

- * 国鉄雇用問題および国労組織問題についての党の見解

- * 解――付属確認事項

- * 申し入れ（国鉄改革八法）

- * 要請書（海運・造船）

- 「岩手公式参拝決議事件・玉串料事件」訴訟判決に関する談話

57 56 55 55 54 52 49 40 39 38 35 28 26 26 16 13

▼五月（248号）

「巻頭言」 清水勇

特集 I

一九八七年度予算組み替えについて

- 一九八七年度予算案に対する抜本的組み替え要求

- 委員長談話（於福岡）

- 暫定予算に関する基本的な考え方

- 一九八七年度における国庫補助負担金カット及びその財源補填措置等に関する申し入れ

- 国庫補助負担率削減法案に対する反対討論（衆議院本会議）

- 地方税法一部改正案に対する反対討論（参議院地方行 政委員会）

特集 II 雇用対策について

- 最近の雇用・失業情勢に対応する緊急・総合雇用政策

- 「五〇万人雇用創出プラン」の提唱

- 「五〇万人雇用創出プラン」

- 雇用対策法の一部を改正する法律案

- 雇用保険法の一部を改正する法律案

- 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特別に関する法律案

- 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

資料

- 臨教審第三次答申に対する見解

46 41 39 37 34 30 27 12 10 9 7 7 6 2 1

○政府の「エイズ予防法案」について（政審会長談話）

○鉄鋼産業に対する申し入れ

▼六月（249号）

「卷頭言」 志 苦 裕

特集 I 第一回統一自治体選挙声明・政策集

- 党声明
- 選挙の争点ばかりをやめよ！
- 土地政策の全面的な見直しを提唱する！
- 米軍機のミサイル落下事故について（談話）
- 多極型・地域自立重視の開発計画の策定を急げ！
- 選挙日あての「売上税修正論」
- 発想の大膽な転換で、積極的な内需拡大を
- 減反強化、定見のない農産物輸入自由化に反対する
- 売上税の中曾根政治を総決算する
- 投票日があたつて
- 声 明
- 国民へのアピール
- 市民外交のネットワークを！
- 内需拡大のための財政投融資制度改革の提唱
- 後半戦の投票日があたつて

21 19 17 17 16 15 14 13 10 9 7 6 4 2 2

1 49 48

特集 II 中曾根首相訪米について

○中曾根首相訪米にあたつての申し入れ

○申し入れ（農産物貿易問題）

○経済審議会経済構造調整特別部会の最終報告書（新前川リポート）について（談話）

○日米首脳会談について

資料

- 売上税等に関する衆議院議長の斡旋
- 共同談話
- 声 明（労働五団体）
- （与野党国対委員長会談合意事項）
- 一九八七年政府予算案に対する反対討論（衆議院本会議）

▼七月（250号）

「卷頭言」 中 西 繢 介

特 集

- I ベネチア・サミットについて
- ベネチアサミットに関する申し入れ
- 書記長談話
- 「経済宣言」についての談話

5 4 2

1

30 29 29 28 28

27 25 24 22

II 一九八七年度政府予算案について

- 予算案に対する反対討論
- ペルシャ湾における安全航行の確保についての緊急申し入れ
- 当面する石炭政策についての申し入れ
- 予算案に対する社会・公明共同修正案の提案理由説明
- 予算案に対する共同修正案の賛成討論
- 予算成立にあたって（談話）
- 予算修正案大綱
- 参考資料
- 「二一世紀への社会経済転換計画」特別プロジェクト
——ヒアリングより
- 日本経済と世界経済の展望
- 林 健二郎
- 資料
- 与野党税制協議に臨む基本的態度
- 声明（売上税廃案）
- 政府の「緊急経済対策」について
- 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案
(大学審議会設置法)についての党の態度
- 一九八八年度「国立大学入学試験」に関する申し入れ
- 社会・公明党首会談合意事項
- 社会・公明両党間における政権・政策協議に関する確認事項
- 社公政権・政策協議メンバー
- 今日の焦点
- 全総計画の概観とその批判

40 39 38 38 37 34 33 32 31 16 12 12 10 9 30 30 6

▼八月（251号）

「巻頭言」 田 中 恒 利
特 集

八七年度補正及び来年度予算関連特集

- 一九八七年度補正予算に関する申し入れ
- 一九八八年度概算要求基準の見直し等に関する申し入れ

- 臨時行政改革推進審議会の審議に関する申し入れ
- 新行革審「答申」についての談話

資 料

- マル優廃止に強く反対する（談話）
- 「税制改革協議会」の討議経過
- 昭和六二年産米価等について
- 韓国情勢・民主化について
- 国鉄改革に伴う雇用問題についての緊急申し入れについて
- 三井砂川炭鉱問題について
- 拘禁二法案に対する意見書
- 参考資料
- 「二一世紀への社会経済転換計画」特別プロジェクト
——ヒアリングより
- サミット後の世界と日本の経済展望 吉 富 勝
- 今日の焦点
- 通商白書の概観と批判

43 28 25 25 24 23 20 9 7 6 4 3 2 1

▼九月（252号）

「巻頭言」..... 矢田部 理

特集 税制改革関連

- 税制改革協議会「中間経過報告」に関する共同見解
- 政府税制改革修正案一〇のゴマカシ
- 税制改革協議会報告
- 税制改革協議会討議経過（10～12回）

資料

- 外為法改正案について
- 東芝機械㈱のココム違反問題とココム規制の運用について
- 東芝機械㈱のココム違反問題とココム規制の運用について
- 外為法改正案に対する反対討論
- 一九八七年度補正予算案に対する反対討論
- 一九八八年度予算概算要求基準について（談話）
- 「SDI日米政府間取り決め」調印への抗議談話
- アスベスト公害対策に関する申し入れ
- ロッキード判決 党声明
- 留学生受け入れについての申し入れ
- 臨教審第四次答申（最終答申）に対する見解
- 要請書（党国立病院統廃合問題調査団）
- 今日の焦点
- 精神衛生法改正案をめぐって

36 35 32 31 30 24 23 22 20 15 14 11 7 3 2 1

▼一〇月（253号）

「巻頭言」..... 安恒良一

特集

- もう一つの日本と世界
II二一世紀への社会経済転換計画・第一次草案II

資料

- 当面の政策運営及び一九八八年度予算編成に関する申し入れ
- 党の基本政策について
- 一九八八年度地方財政対策等に関する申し入れ
- 申し入れ（北炭真谷地炭鉱の閉山について）
- 「八七年度防衛白書」についての抗議談話
- 被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案
要綱骨子
- 外国人登録法の一部を改正する法律案
- 外国人登録法の一部を改正する法律案要綱
- 社会・公明両党党首会談合意事項
- 「経済白書」を読んで

53 52 51 49 47 44 43 42 40 37 33

2 1

▼一一月（254号）

「巻頭言」..... 早川勝

特 集

▼一一(255号)

I 労働基準法改正関係

- 労働時間短縮・労働基準法改正に関する共同要求
- 政府の労働基準法改正案に関する労働団体及び野党の要求項目比較一覧

II 育児休業法案関係

- 衆議院本会議における社会党代表質問
- 参議院社労委員会における社会党代表反対討論
- 政府の労働基準法改正案に関する主な国会審議結果
- 労働時間短縮対策特別委員長談話
- 「育児休業法に関する各党案及び労働団体統一要求の比較対照表」
- 「育児休業法に関する各党案及び労働団体統一要求の主な相違点」
- 「育児休業制度の必要経費試算」
- 「四野党共同の『育児休業法案』の提出について」
- 四野党共同の「育児休業法案要綱」
- 育児休業法案提案理由説明

45 44 43 42 40 38 35 32 22 21 16 14 12 3 2

特 集

土地政策関係

- 土地政策に関する社会・公明緊急共同提言要旨
- 土地政策に関する社会・公明緊急共同提言
- 具体的・抜本的な土地対策に着手せよ
- 「土地基本法案」要綱（試案）

土地政策関係

- 土地対策に関する申し入れ書（社会・公明・民社・社民連）
- 土地対策に関する緊急共同提言（社会・公明・民社・社民連）
- 新行革審「土地対策答申について」（談話）

資 料

- 共同声明——土井たか子氏を統一首班候補とするにあたって――
- 内需拡大に関する共同提言（社会・公明）
- 電気通信事業法等の見直しについて
- 電気・ガス料金の改訂に関する談話
- 昭和六二年産畑作物価格決定に関する申し入れ書
- 眞の国有林の再建を達成するための申し入れ書
- 農産物輸入制限一二品目の自由化阻止を要請する申し入れ
- 今日の焦点
- 土地政策の今日的視点
- その三年間を総括する——

30 29 28 27 26 25 21 21 20 19 17 17 14 10 4 3 1

編集後記

★歴史的な INF 全廃条約がワシントンで調印された。広島・長崎への原爆投下による未曾有の非人道的な破壊。そしてソ連の核保有以降の米ソを中心とする止めどもない核軍拡の進展。核戦争数秒前とも言われるような危機が、この間幾度となく人類を襲ってきた。その核を初めて廃棄する。正に画期的な出来事だ。水中核ミサイルに手がつけられていないなどの限界を持つにしてもである。世界が固睡を飲んで交渉の経過と調印の瞬間を見つめていたのも当然だろう。ところが、どうもわが国政府の反応は御座なりであり、この歴史的意味を理解できない（あるいはしたくない）としか思えない。衆参予算委員会での旧態依然とした「力の均衡論」にたつ竹下総理等の答弁がそれを物語っている。世界最初の被爆国であり、平和憲法を持つわが国こそが誰よりも今度の調印を歓迎してしかるべきではないのか。また誰よりも積極的な軍縮の推進役を果たすべきではないのか。

★世は「飽食の時代」。魚だけをとつてみても、わが国の漁船は世界の至る所の漁場で操業し、それだけでは足りず、各国から沢山の魚介類を輸入している。例えば海老の漁獲量の一割以上もがわが国で消費されているのだ。他方、ユニセフの白書によれば、今年だ

けで一四〇〇万人もの子供が死亡し、その三分の一が栄養失調によるという。白書は「子供のための大同盟」を呼びかけているが、わが国は積極的にこれに応えるべきであろう。こうした事態に心の痛みを感じず、飽食の時代・グルメブームを謳歌することは許されることはがない。

★「経済大国日本」の生き方は、留学生政策でも試されている。日本留学を志したバングラデイッシュの青年が餓死するという、痛ましい事件が報じられた。政府の留学生一〇万人計画には東南アジア諸国や関係者の反応は、極めてクールである。一〇万人のうち国費留学生が一万人という数の問題もさることながら、奨学金、日本語教育、寄宿舎等々をどう整備するのか、という前提条件が具体的ではないからだ。例えば、現在私費留学生（学部学生）で国際学友会から奨学金の支給を受けているのは、たったの二〇〇人に過ぎない。この円高の中で多くの留学生が寒い冬を迎えている。彼らにとつて「一〇万人計画」は何と空々しく聞こえることだろう。

山茶花の師走の雪に震えてる

一九八八年が実り多い年でありますように
……

(W)

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

又は
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-80821

| 政策資料編集委員会 | |
|-----------|------------|
| 委員長 | 伊藤茂 |
| 編集委員 | 五十嵐広三 福間知之 |
| 細谷治嘉 | 河上民雄 |
| 田中恒利 | 戸田菊雄 |
| 矢田部理 | 糸久八重子 |
| 瀬尾忠博 | 中西績介 |
| 渡辺博 | 松前仰 |
| 押田三郎 | 村沢牧 |
| 佐藤敬治 | 安恒良一 |
| 温井寛 | 志苦裕 |
| 佐間田勝美 | 河上民雄 |
| 上野雄文 | 戸田菊雄 |

絶賛発売中!!

第108・109回

国会報告

《1987年度版》

●壳上税廃案・公正な税制をめざして

○国会活動の焦点

○重要法案の解説

○法案一覧表

(政党別賛否等対応一覧)

価格：900円（送料：1冊250円）

A5版：381頁

発行／日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館内
電話 東京03(581)5111第(代表) 内線3880~4番

昭和50年10月9日第三種郵便物認可
1988年1月1日発行
政策資料第256号
毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤 茂
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町 衆議院第一会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価 300円 (送料 50円)
